

糸島市国土強靱化地域計画

令和5年7月

目 次

第1章 計画の概要	1
1-1 策定の背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	3
第2章 市の概況	4
2-1 自然的条件	4
2-2 災害履歴	7
2-3 災害危険性	10
第3章 本計画の基本的考え方	14
3-1 基本目標	14
3-2 事前に備えるべき目標	14
3-3 想定する自然災害	14
3-4 リスクマネジメントによるアプローチ	14
第4章 脆弱性評価と推進方針	16
4-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス	16
4-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧	17
4-3 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針	18
第5章 計画の推進及び進捗管理	59
5-1 計画の推進及び進捗管理	59
5-2 計画の見直し	59

第1章 計画の概要

1-1 策定の背景と目的

平成23年3月、我が国は東日本大震災において、未曾有の大災害を経験しました。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組みを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に、基本法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）が閣議決定されました。

福岡県においても、平成28年3月に国基本計画との調和を図りながら「福岡県地域強靱化計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定するなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組みを進めているところです。

このような中、災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっていることから、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「糸島市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

■ 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することです。

■ 地域防災計画との違い

地域防災計画は、地震や風水害などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。

一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。

そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態をもたらす恐れのあるリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組みの方向性・内容をとりまとめたものです。

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

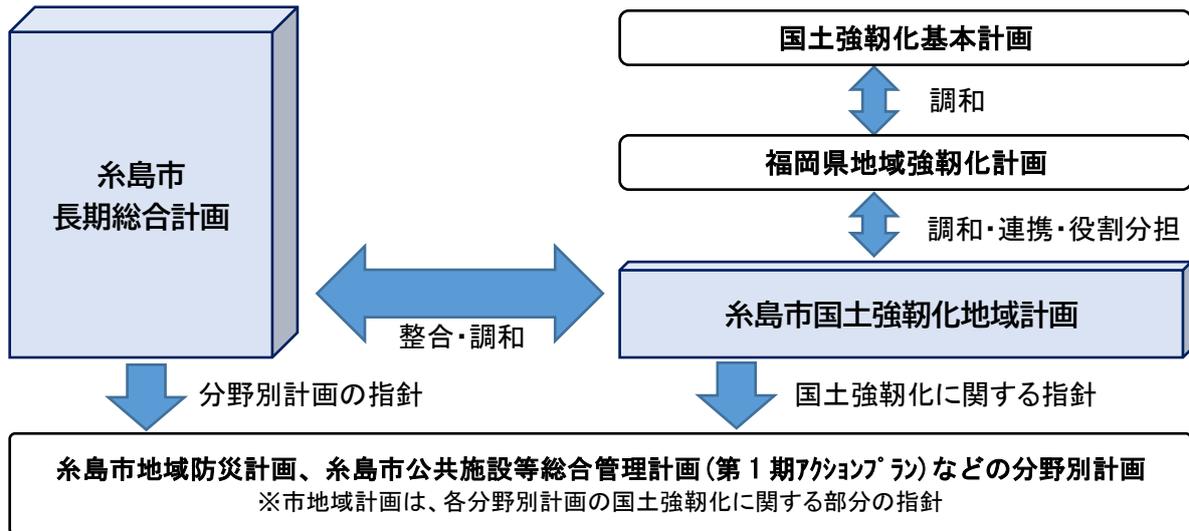
	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し 地域社会を強靱化	災害の種類ごとの発生時の 対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図る ため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの 具体的対策
施策の重点化・指標を設定	あり	なし

1-2 計画の位置づけ

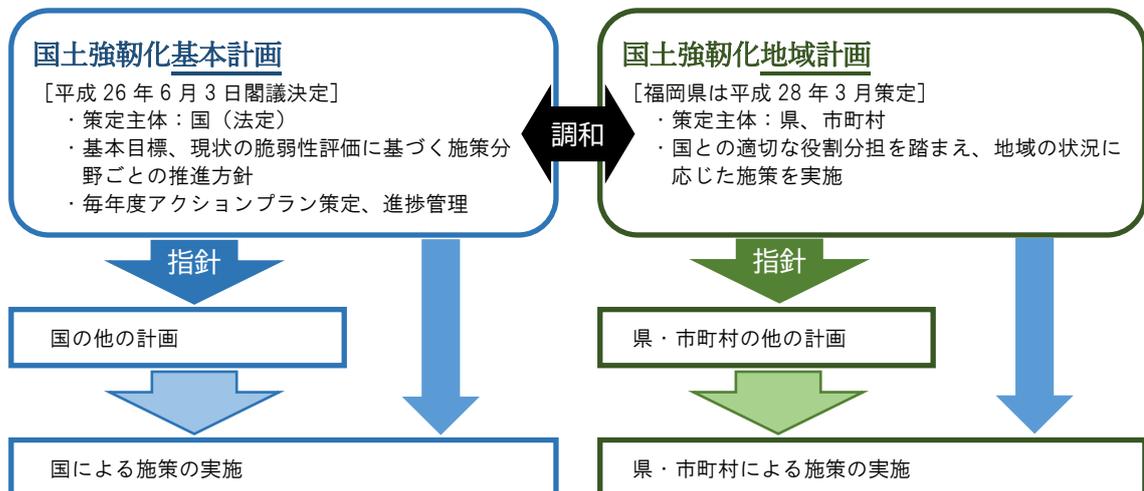
本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、市政の基本方針である「糸島市長期総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、災害対策基本法に基づき策定した「糸島市地域防災計画」をはじめとする本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



■ 国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



【基本法第13条(国土強靱化地域計画)】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1-3 計画期間

本計画は、令和5年度から12年度までの8年間の第1期の計画期間とします。

これは、第2次糸島市長期総合計画の内容と整合・調和を図るため、終期を合わせたものです。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、令和8年度からの第2次糸島市長期総合計画後期基本計画と整合・調和を図り、見直しを行います。

	令和3～4年度	令和5～7年度	令和8～12年度
糸島市長期総合計画	第2次		
	前期基本計画		後期基本計画
糸島市国土強靱化地域計画		第1期	

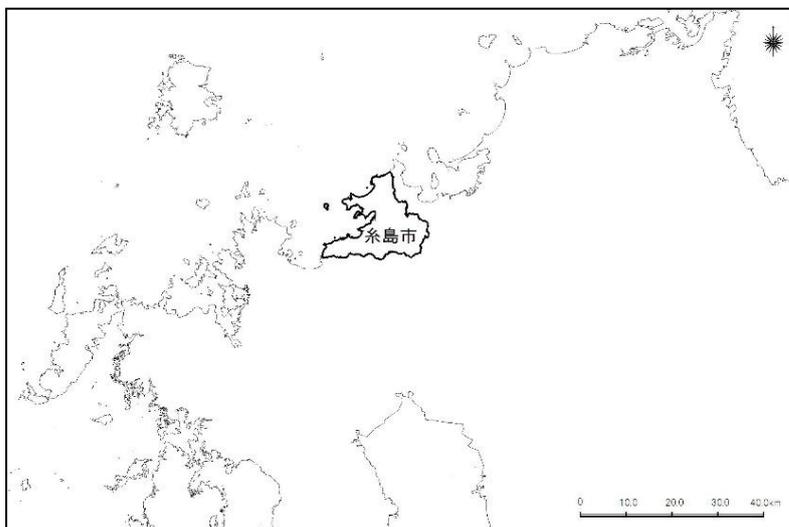
第2章 市の概況

2-1 自然的条件

(1) 位置、面積

本市は、福岡市を中心とする福岡都市圏の西部に位置し、JR筑肥線、西九州自動車道や国道202号などの主要幹線道路をはじめとした交通基盤が整備されている。

本市の面積は、215.70 km²で、東西約24km、南北約19kmにわたり、福岡県下では、第6位の面積を有する。



(2) 地勢

本市は、南部には背振雷山県立自然公園に指定された山々、北部には玄海国定公園に指定された海岸線を有する。主な河川は、瑞梅寺川、雷山川、一貴山川などの二級河川が南北に流れている。

■ 本市の主な河川

級別	水系	河川名
二級河川	瑞梅寺川	瑞梅寺川
		川原川
		汐井川
	桜井川	桜井川
	雷山川	雷山川
		長野川
		川付川
	一貴山川	一貴山川
	加茂川	加茂川
福吉川	福吉川	

(3) 気象

本市は、対馬暖流（黒潮）の影響を受けた比較的温暖な気候であるが、冬季は北西の季節風が強い曇天の日が多い山陰型の気候に属しており、時には山地部に積雪を記録する。

気温は、年間平均16.4℃と温帯系を示している。気温が最も低くなるのが1～2月で平均6.6℃前後となり、最も高くなる7～8月は平均27℃前後まで上昇する。

年間降水量は、過去30年間の平均が1,701mm程度である。6～7月の梅雨時期及び台風期にあたる6～9月の4ヶ月間で年間の約55%を占める降雨があり、集中豪雨はこの期間に多く記録されている。

年間平均風速は2.1m/s程度と比較的穏やかであり、年間を通して北東の風が多い。

■ 本市の気象(平年値)

月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)
1月	78.8	6.2	9.9	2.2	2.3	103.4
2月	73.2	7.0	11.2	2.6	2.4	120.2
3月	109.1	9.9	14.4	5.2	2.4	158.9
4月	116.9	14.4	19.4	9.3	2.3	186.9
5月	123.4	19.0	24.1	14.2	2.1	198.3
6月	243.3	22.6	26.9	19.0	2.1	136.8
7月	294.1	26.8	30.7	23.6	2.2	174.9
8月	211.0	27.6	31.8	24.1	2.0	202.9
9月	188.0	23.7	28.0	20.1	2.0	162.0
10月	95.0	18.6	23.2	14.1	2.0	171.5
11月	96.8	13.2	17.8	8.5	1.9	132.3
12月	71.6	8.2	12.4	3.8	2.2	104.2
全年	1701.0	16.4	20.8	12.2	2.1	1852.0

資料：気象庁「過去の気象データ」前原気象観測所（アメダス）

（注）統計期間は 1991～2020 の 30 年

■ 台風の平年値

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数 (注4)	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数 (注5)				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5	0.1	11.7
上陸数 (注6)					0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3			3.0

資料：気象庁「台風の統計資料」

（注1）平年値は、1991年～2020年の30年平均

（注2）値が空白となっている月は、平年値を求める統計期間内に該当する台風が1例もなかったことを示す。

（注3）接近は2ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

（注4）「発生」は協定世界時(UTC)を基準とする。

（注5）「接近」は台風の中心が国内のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を指す。

（注6）「上陸」は台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した場合を指す。

（4）地形

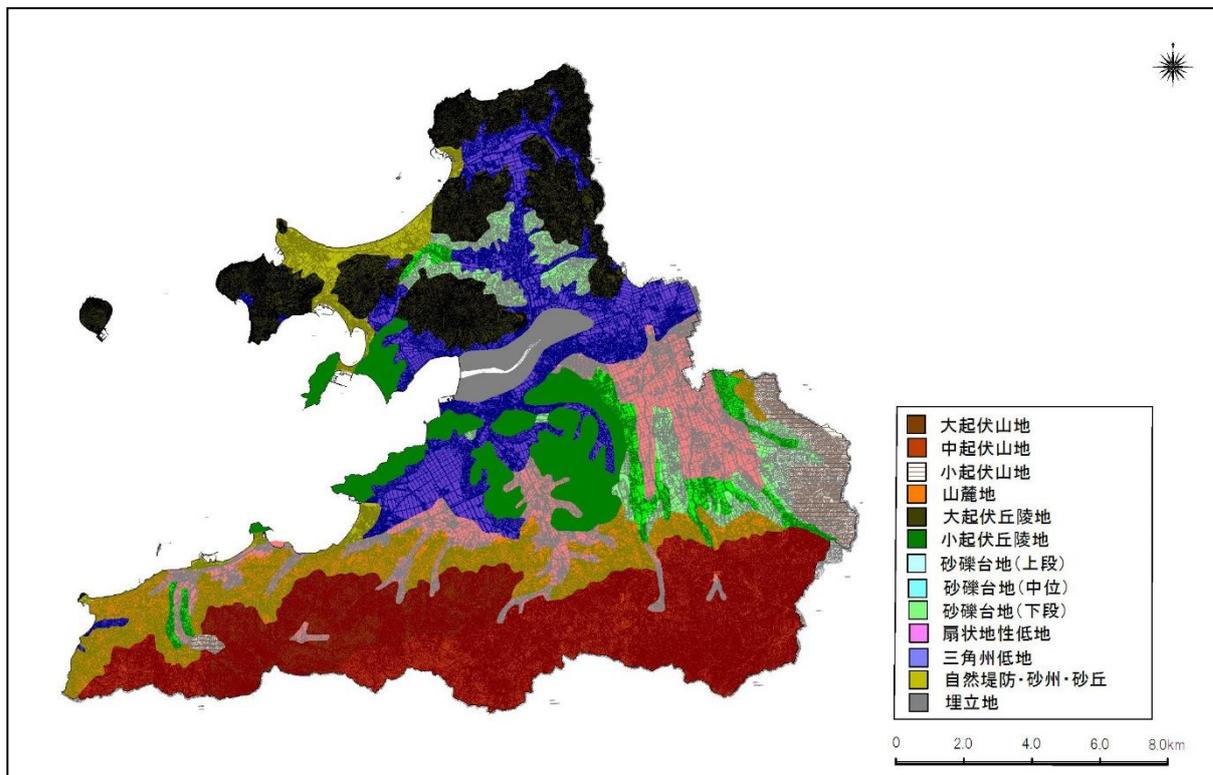
玄界灘に面した海岸線は、変化に富み、砂丘や海食崖、海食洞等がみられる等優れた自然景観を豊富に有しており、玄海国定公園に指定されている。

南部佐賀県と境をなす雷山山系は、大起伏山地であり、東から井原山(983m)、雷山(955m)、羽金山(900m)、二丈岳(711m)、女岳(748m)、浮嶽(805m)、十坊山(535m)等の山地が連なっている。これらの山地を源とする瑞梅寺川、雷山川、長野川等の河川延長10km～13kmの小河川が北流し、本市の市街部を貫流してそれぞれ博多湾・加布里湾へ注いでいる。また、北部の志摩地区には、標高365.1mの可也山をはじめ、火山(245.6m)、彦山(231.7m)、立石山(209.6m)及び福岡市と境する天ヶ岳(262.6m)等の丘陵地が点在している。

市中央部の帯状に広がる三角州からなる平野は、かつては加布里湾と今津湾を結ぶ糸島水道であったものが、雷山山系から運ばれてきた土砂等の自然堆積と、江戸時代に行われた干拓事業によって、現在

の平野となっている。この低地部では、糸島平野が広がり、その縁辺は水田等の農耕地として利用されている。

山地や丘陵地から流下する溪流の出口付近には土石流性の地形が多く認められ、過去に土石流が多発していたことが推定される。



地形分類図 (20 万分の 1 土地分類基本調査、昭和 45 年、経済企画庁)

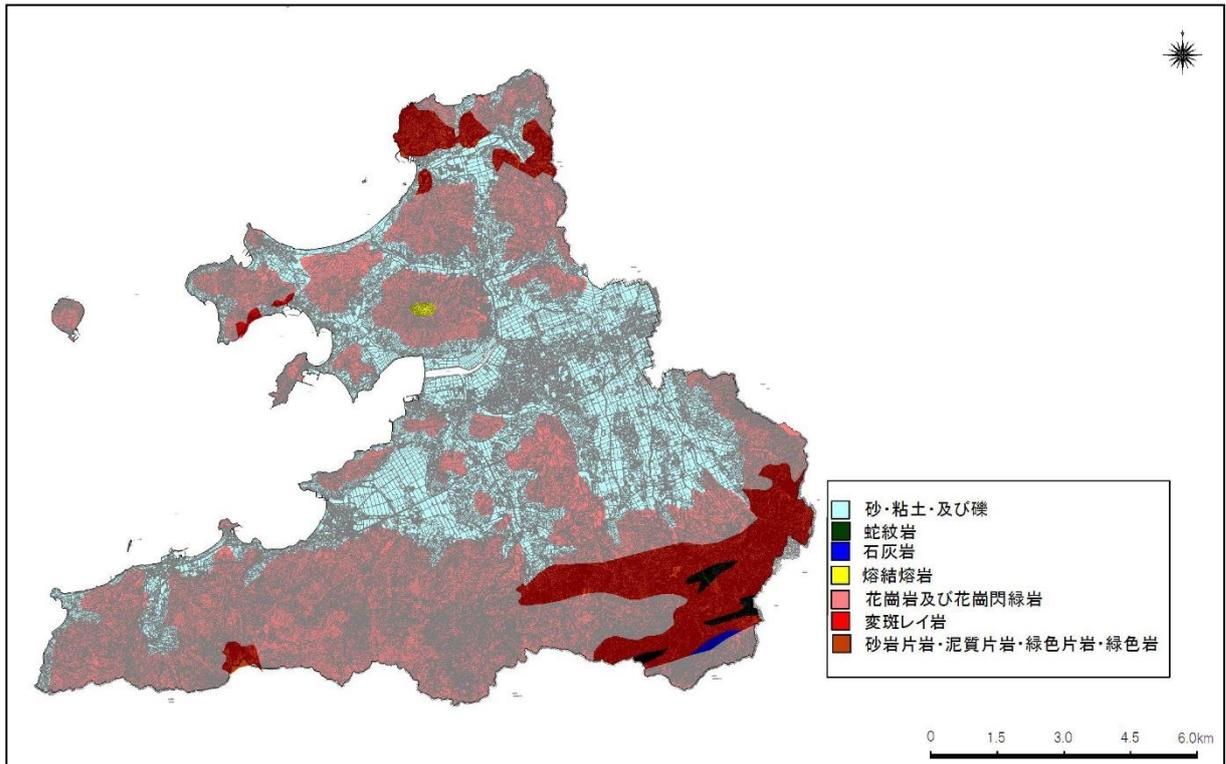
(5) 地質

本市の北部に位置する丘陵地は、主として中生代白亜紀に貫入した花崗岩類が基盤岩として分布する。この花崗岩類は、その貫入時期及び性状から糸島花崗閃緑岩と早良花崗岩、北崎花崗閃緑岩、志賀島花崗閃緑岩とに区分されるが、地質図では花崗岩類として一括している。

また、南部に位置する雷山山系は、主として花崗閃緑岩と結晶片岩からなり、一部（水無付近）、結晶質石灰岩を含んでいる。東部の高祖山山塊は風化しやすい花崗岩からなり、真砂土化しているところが多い。蛇紋岩や結晶片岩等の変成岩類は、花崗岩類の上にルーフペンダント状に乗って分布しており、花崗岩類貫入時の影響で熱変成を被っている。岩相的には黒色の泥質片岩が主体をなす。

最も新しい堆積物である沖積層は、国道 202 号北側の沖積低地部や主要河川の谷底平野部に広く分布しており、土質的に軟弱な砂礫・砂・粘土より構成されている。この沖積層は、河川の中～上流部にかけてはやや締まりの悪い砂礫、また下流部では砂を主体としており、雷山川河口部の干拓地は軟弱な粘土層が厚く堆積している。

なお、この沖積層のほか、山麓谷出口には土石流によってもたらされたと考えられる未固結の碎屑物が局部的に分布している。



地形分類図（20 万分の 1 土地分類基本調査、昭和 45 年、経済企画庁）

2-2 災害履歴

本市の風水害及び地震の災害危険性等は、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編 令和 2 年 3 月改定）、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月、福岡県）等において検討されており、その概要は、次のとおりである。

（1）風水害

本市の風水害は、昭和時代以降で見ると、昭和 28 年の豪雨災害が最も被災規模の大きかった災害である。

風水害の種別としては、各河川の氾濫による水害、がけ崩れなどの土砂災害が発生している。

昭和 30 年代後半からの治山治水事業対策の進展、災害対策基本法による防災体制の充実、気象観測施設の整備、情報伝達手段の発達や普及等により、昭和 28 年の大水害以後は、全般的に被害が減少している。しかし、都市化現象に伴う災害として、中小規模の川の氾濫による浸水、都市周辺の住宅造成による丘陵地帯における土砂災害等が発生し、住家の床上及び床下浸水や山崩れ、崖崩れの件数はあまり減少していない。

本市の近年の災害発生状況を見ると、57 年間（昭和 28 年～平成 21 年）で梅雨前線や台風等の豪雨により 13 回の被害が発生している。市内で最も被害の大きかった昭和 28 年災害では、市内の川はどれも氾濫や越水をおこし、山間部や丘陵地では崖崩れがおこった。なかでも桜井地区の被害は甚大で、山津波に襲われた谷部落中央の道路がそのまま川となり、至るところで崖崩れがおこり、桜井川は水田も川の面影もない砂利の荒野のような状況となった。芥屋の野辺山開拓は 6 月 28 日の豪雨によって住宅の 1/3 が全壊し、姫島では山下の 5 戸が倒壊する等、各地での崖崩れによる被害の状況は甚だしい様相を呈した。

(2) 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、2005年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、旧前原市（震度6弱）、旧志摩町（震度5強）、旧二丈町（震度5強）の揺れが観測され、甚大な被害を経験した。本市域での被害は、負傷者60人、家屋の全壊・半壊・一部損壊（2,451棟）となっている。

また、福岡県では福岡管区気象台での有感地震記録によると、1904年の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震（旧前原市震度6弱）及びその余震の2度で、震度4（1941年・1996年の日向灘、1968年の愛媛県西方沖、1991年の周防灘）を4回経験している。

糸島半島北方沖を震央とする福岡県西方沖地震以外で福岡県内に被害をもたらした主な地震は679年筑紫地震と1898年の福岡県西部で発生した地震である。

筑紫地震は、日本書紀に記述されており、マグニチュード7クラスの地震が筑紫の国を襲ったことが読みとれる。この地震は、福岡県が行った活断層調査（1996年「福岡県活断層調査報告書」）によって、うきは市から久留米市北部を東西にのびる「水縄（みのう）断層系：長さ約26km」で発生したことが確認された。

1898年（明治31）8月10日の地震（M6.0）は「糸島地震」と呼ばれ、志摩小金丸を震央として糸島郡（当時）を直撃した。地震は12日にも同程度（M5.8）の揺れを観測したほか、いくつかの余震が発生している。

そのほかにも1930年（昭和5年）の2月にも福岡県西部（旧前原市 雷山付近）においてM5.1とM5.0の地震が発生し、壁の亀裂や崖崩れ等の被害を生じている。

さらに、糸島市に影響をもたらしたその他の地震として、1707年「宝永南海地震」、1723年「九州北部地震」、1854年「伊予西部地震」などがある。

■ 糸島市前原西における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
1992～2001年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2002年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2003年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2004年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
2005年	140	35	12	6	0	0	1	0	0	194
2006年	6	2	0	0	0	0	0	0	0	8
2007年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
2008年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2009年	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6
2010年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2011年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2012年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2014年	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
2015年	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
2016年	12	6	1	0	0	0	0	0	0	19
2017年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2018年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
2019年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2020年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2021年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：気象庁震度データベース（1992年～2021年）

■ 福岡県西方沖地震による福岡県の被害状況

市町村名	人的被害				住家(住居)			その他
	死者	負傷		棟	棟	棟		
		重傷	軽傷					
北九州市	0	3	0	3	0	0	5	非住家 9、崖崩れ 1、ガス漏れ 2、ブロック塀 3 件
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756	道路被害 172 箇所 港湾被害 96 漁港 11 ガス漏れ 153(全て応急処理済) 水道被害 1,691 福岡地区水道事業団導水管被害 5
東区	0	118	25	93	6	56	1,315	
博多区	1	163	13	150	9	43	334	
中央区	0	368	53	315	9	67	494	
南区	0	80	12	68	1	5	69	
城南区	0	56	12	44	0	0	176	
早良区	0	94	8	86	2	27	462	
西区(除く 玄界島)	0	140	30	110	7	79	1,845	
※玄界島	0	19	10	9	107	46	61	
糸島市	0	60	15	45	0	17	2,434	道路被害 112 箇所 漁港 6
その他	0	85	19	66	2	13	1,990	
計	1	1,186	197	989	143	353	9,185	

資料：福岡県災害年報(H17)

(3) 津波災害

日本及びその周辺で発生した津波の発生頻度を見ると戦後 50 年の間に 1m を超える津波は 14 件発生しており、3～4 年に 1 回程度大きな津波が発生している。

地域で見ると日本海溝や、相模トラフがあるプレート間型の大きな地震が発生する太平洋岸が多く、日本海岸は新潟県沖や北海道南西沖で数件発生しているが、太平洋岸と比較すると少ない。

日本海では、1983 年日本海中部地震や 1993 年北海道南西沖地震に伴い津波が発生しているが、九州北部海岸で 10 数回の潮位変動が観測されたのみである。一方、周防灘では南海地震等に伴って大分県で数十回の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波の記録はない。

また、2005 年福岡県西方沖地震においては、津波による被害は起こっていない。

地震以外の誘因では 1792 年の眉山大崩壊に伴う波高数 10m にも及ぶ津波が発生したことが知られている。

(4) 林野火災

近年の火災状況を見ると、通常の出火で集落が全焼するといった大規模な火災は発生していないが、乾燥時期には大規模な延焼が発生しないように注意が必要である。

2-3 災害危険性

(1) 風水害

本市において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）によると、次のとおりである。なお、本市では、瑞梅寺川と雷山川で洪水浸水想定区域が指定されている。

■ 糸島市が風水害により被害を受ける危険性が高い箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・距離・面積
水害	重要水防箇所(瑞梅寺川水系)	6箇所
	〃 (桜井川水系)	1箇所
	〃 (雷山川水系)	6箇所
	〃 (一貴山川水系)	1箇所
	〃 (加茂川水系)	3箇所
	〃 (福吉川水系)	2箇所
	災害危険河川区域(瑞梅寺川水系)	678m
	〃 (桜井川水系)	8m
	〃 (雷山川水系)	3,140m
	〃 (一貴山川水系)	65m
	〃 (加茂川水系)	29m
〃 (福吉川水系)	27m	
土砂災害	砂防指定地	135箇所
	土石流危険渓流	272箇所
	地すべり防止区域	1箇所
	地すべり危険箇所	9箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	10箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所(自然斜面Ⅰ)	136箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所(自然斜面Ⅱ)	338箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所(人工斜面Ⅰ)	18箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所(人工斜面Ⅱ)	13箇所
	土砂災害警戒区域(土石流)	380箇所
	うち、土砂災害警戒特別区域	321箇所
	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	748箇所
	うち、土砂災害警戒特別区域	735箇所
	土砂災害警戒区域(地すべり)	6箇所
防災重点ため池	178箇所	
山地災害	山腹崩壊危険地区(国有林)	0箇所
	山腹崩壊危険地区(民有林)	114箇所
	崩壊土砂流出危険地区(国有林)	4箇所
	崩壊土砂流出危険地区(民有林)	151箇所
	地すべり危険地区(民有林)	0箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	197箇所

出典：福岡県地域防災計画資料編2（災害危険箇所編）

(2) 台風による高潮災害

台風の経路別にみると、台風が糸島市の東側を通過する場合に北よりの風の吹き寄せ効果により、玄界灘沿岸で高潮の発生するおそれがある。

高潮被害は防潮堤など海岸部の整備が推進された結果、昭和40年代以前のような甚大な被害は抑えられつつある。しかし、近年になっても日本各地で発生し続けており、高潮による大きな被害が発生する可能性は依然として高い。

■ 昭和以降の主な高潮災害

年月日	台風名	主な被害地域	人的被害			建物被害		
			死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流出
S 2. 9. 13	-	有明海	373	181	66	1,420		791
S 9. 9. 21	室戸台風	大阪湾	2,702	14,994	334	38,771	49,275	4,277
S17. 8. 27	-	周防灘	891	1,438	267	33,283	66,486	2,605
S20. 9. 17	枕崎台風	九州南部	2,076	2,329	1,046	58,432	55,006	2,546
S25. 9. 3	ジェーン台風	大阪湾	393	26,062	141	17,062	101,792	2,069
S26. 10. 14	ルース台風	九州南部	572	2,644	371	21,527	47,948	3,178
S34. 9. 26	伊勢湾台風	伊勢湾	4,697	38,921	401	38,921	113,052	4,703
S36. 9. 16	第2室戸台風	大阪湾	185	3,879	15	13,292	40,954	536
S45. 8. 21	台風第10号	土佐湾	12	352	1	811	3,628	40
S60. 8. 30	台風第13号	有明海	3	16	0	0	589	0
H11. 9. 24	台風第18号	八代海	12	10	0	52	99	0
H16. 8. 30	台風第16号	瀬戸内海	3	22	0	2	9	0

出典：平成17年版防災白書 表2-4-20 昭和以降の主な高潮災害

(3) 津波災害

過去には有明海において、島原半島の眉山崩壊にともない数10mの津波が発生しているほかは、本県沿岸で大きな津波は記録されていない。

本市の周辺にあり地震発生に伴い津波が到達する可能性があるものとしては、対馬海峡東断層があげられる。本市における最大水位※注1)は、3.51m程度と予想され、海岸沿いの標高3～4mの低地に浸水被害を及ぼすおそれがある。

※注1) 最大水位 3.51m = 朔望平均満潮位 1.28m + 最大津波高 2.23m

■ 想定される地震による最大津波高および津波到達時間

ケース		最速津波到達時間(分)	最大津波高(m)	建築物被害棟数(棟)	人的被害死者数(人)	
波源	初期潮位				通常	意識低い
対馬海峡東の断層	朔望平均満潮位	71	2.50	123	-	9
	平均潮位	85	2.61	35	-	1

出典：「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（福岡県：平成24年3月）

(4) 地震災害

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、福岡県内に存在する6つの活断層（小倉東断層、福智山断層、西山断層、警固断層、水縄断層、宇美断層）が活動した場合の被害想定をしている。この中で、糸島市の被害が最も大きくなるのは、警固断層南東部地震（震度6強）であり、水縄断層、西山断層地震のケースにおいても、人的被害が想定される。

液状化災害についても地震動と同様に、断層周辺に危険度の高い地域が認められる。

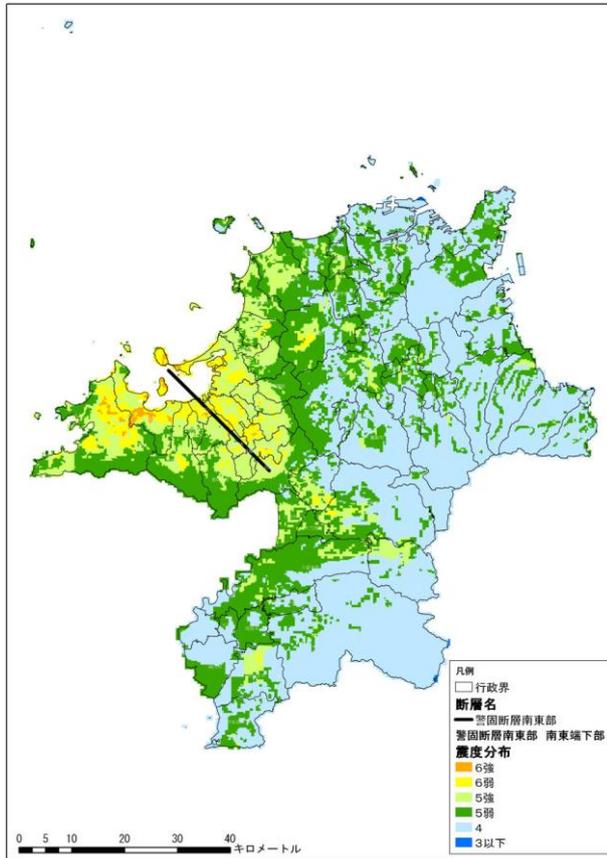
なお、糸島半島における震源断層については、詳細な調査が実施された後に、必要に応じ見直しを行う。

次に、市域で考えられる最大の地震（警固断層南東部地震）を想定し、本計画を策定するための長期的目標として被害想定結果を示す。

■ 市域の最大地震想定の設定

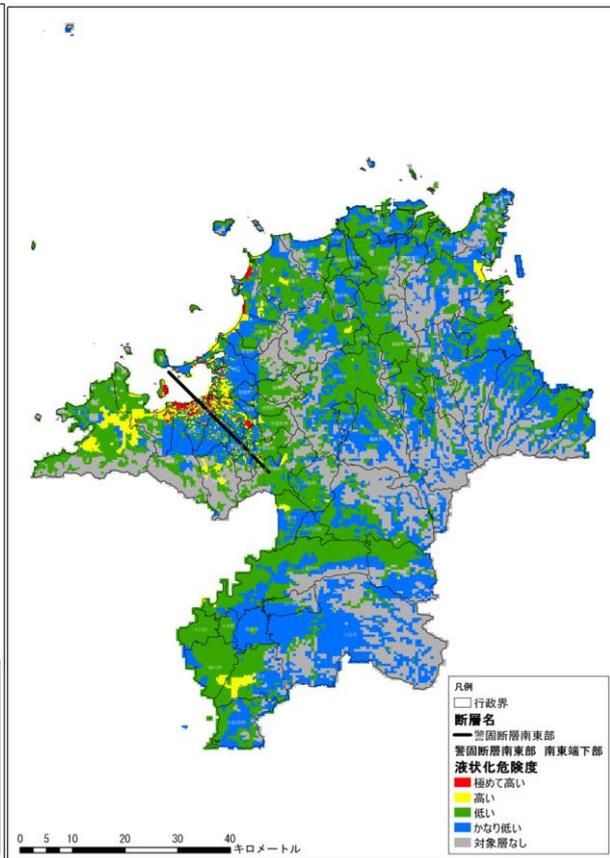
想定震源断層	警固断層南東部	震源断層長さ	27km
震源断層の位置	福岡県福岡市一筑紫野市	マグニチュード	7.2
震源断層の深さ	2.0～17.0km	断層の破壊開始点	断層南東下部
震源断層の幅	15.0km	断層の傾き	垂直

出典：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（福岡県：平成 24 年 3 月）



震度分布図

【警固断層（南東部）（破壊開始：南東下部）】



液状化危険度分布図

【警固断層（南東部）（破壊開始：南東下部）】

■ 糸島市の地震被害想定結果

想定地震		警固断層南東部地震
地震の規模(M:マグニチュード)		7.2
震源の深さ		2 km
最大震度		6 強
液状化現象		高い～対象層なし
斜面崩壊	危険度 A 箇所数	16
	被災建物棟数	6
建物被害棟数	全壊(木造・非木造)	2,331(2,211・120)
	半壊(木造・非木造)	1,236(1,124・112)
	全半壊(木造・非木造)	3,567(3,335・232)
	全半壊率(%)	6.62
火災被害	出火件数	12
	焼失棟数	4
ライフライン被害箇所	上水道管	125
	下水道管	35
	都市ガス管	0
	LPガス	—
	電柱	14
	電話柱	15
道路被害箇所	国道 202 号	6
	前原富士線	1
	大野城二丈線	2
	福岡志摩前原線	3
	福岡志摩線	2
高速道路被害延長(m)	西九州自動車道	200,000
	二丈浜玉道路	1,000
鉄道被害箇所	筑肥線	24
漁港被害延長(m)	福吉漁港	1,498
	大入漁港	0
	深江漁港	310
	加布里漁港	1,026
	岐志漁港	1,483
	姫島漁港	1,040
	船越漁港	2,217
	芥屋漁港	689
	野北漁港	2,302
人的被害(人)	死者数	137
	負傷者数	2,098
	要救出現場数	932
	要救出者数	734
	要後方医療搬送者数	210
	避難者数	4,349
要救護者(人)	食糧供給対象人口	75,570
	給水対象世帯	27,778
	生活物資供給対象人口	4,349

出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

注 1) 道路被害、鉄道被害は糸島市域とは限らない。

第3章 本計画の基本的考え方

国の国土強靱化基本計画及び県の地域強靱化計画との整合・調和を図り、国が掲げる4つの「基本目標」と県が掲げる8つの「事前に備えるべき目標」を設定して取り組みます。

3-1 基本目標

- I. 人命の保護が最大限に図られること
- II. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

<出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）>
※文言の一部を市町村規模に変更（①国家→市政②国民→市民）

3-2 事前に備えるべき目標

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6. 経済活動を機能不全に陥らせない
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<出典：福岡県地域強靱化計画>

3-3 想定する自然災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本市における過去の災害被害及び国の基本計画や、県の地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

- ◇地震
- ◇津波
- ◇風水害（暴風雨、浸水、土砂崩れ）

3-4 リスクマネジメントによるアプローチ

福岡県が定めた「事前に備えるべき目標」の達成に向けた「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、本市が「該当するか」を明らかにして、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべきことを検討するリスクマネジメントのアプローチで計画を策定します。国の国土強靱化地域計画ガイドラインでは、「脆弱性評価と分析」と称します。

なお、リスクシナリオに該当する項目つまり脆弱性があるリスクシナリオについて、リスクシナリオで示された最悪の事態を回避・軽減するための推進方針や予防策を整理します。

ただし推進方針を定めても、地域との調整、財源の確保、県との調整等により、すべての予防策をただちに実施することは不可能です。そのため、実施計画等との調整を図りながら、計画的に予防策を実施します。

本計画は、福岡県が設定したリスクシナリオをベースに本市に該当する内容に再構成した内容で策定します。

第4章 脆弱性評価と推進方針

4-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス

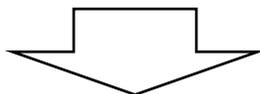
福岡県が設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）をベースに、本市に該当するシナリオの選択や本市独自のシナリオを追加した項目で脆弱性評価と分析を行い、推進方針（予防策）を検討しました。

県が設定したリスクシナリオは、県全域を想定しています。そのため、基礎自治体である本市に該当しない、権限がないと思われるリスクシナリオについては、脆弱性評価項目に該当しないと判断し、本計画に記載をしていません。

1. 脆弱性の評価（「現状」と「課題」）

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について

①リスクシナリオ回避への対応力についての脆弱性を評価



2. 推進方針（予防策、対策の方向性）

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ単位で、取り組むべき推進方針（予防策、対策の方向性）を設定

4-2 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（糸島市リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	被災地における医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
		3-2	エネルギー供給の途絶による消防機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-2	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-4	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3	農地・森林等の被害による土地の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

4-3 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針

国及び県が提示したリスクシナリオ（起きてはならない事態）で、本市に該当するもの（国や県にな
いリスクシナリオは独自に追加）についての脆弱性評価・分析を行い、推進方針（課題）を明らかにし
ました。

なお、K P I（重要業績指標）は、第2次糸島市長期総合計画前期基本計画と整合を図るため、同じ
数値としています。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 住宅、特定建築物の耐震化

【都市計画課、危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、「糸島市建
築物耐震改修促進計画」に基づく既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進す
る必要があります。
- ◆国や県の補助制度や優遇税制等の制度活用など、耐震化を促進するための情報提供などの環境整
備を図る必要があります。
- ◆耐震改修工事を行う際の仮住まいの確保など、耐震化を進める上で所有者の負担軽減に関する情
報提供を行う必要があります。
- ◆家具等の転倒防止や天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が
必要です。
- ◆土砂崩れや建築物の敷地の崩壊などの地盤の安全性確保に対する総合的な防災対策が必要です。
- ◆道路沿いに存在する危険ブロック塀の除却を推進することにより、直接的な人的被害を防止する
だけでなく、避難経路も確保する必要があります。
- ◆平成26年度に木造戸建て住宅の耐震改修工事を行う者に対する補助金を創設しています。
- ◆平成30年度に倒壊の危険性が高く早急に撤去する必要があるブロック塀等の撤去を行う者に対す
る補助金を創設しています。

[推進方針]

- ◆「糸島市木造戸建て住宅性能向上改修事業」により耐震改修工事費用の一部を補助します。
- ◆「糸島市ブロック塀等撤去促進事業」によりブロック塀等撤去費用の一部を補助します。
- ◆耐震診断・耐震改修の相談窓口の設置や福岡県耐震診断アドバイザー制度など耐震化に向けた
様々な情報提供を行います。
- ◆国や県の補助制度及び優遇税制等の各種制度などの情報提供を行います。
- ◆倒壊の危険性がある管理不全な空き家等の除却について、「糸島市老朽空き家等除却促進事業」
により除却に係る費用の一部を補助します。

【KPI(重要業績指標)】

◎空き家バンク新規登録数(累計)	9件(R1)	⇒	45件(R7)
◎生活利便性や良好な住環境など生活環境が整 備されていると思う市民の割合(市民満足度調 査)	32.7%(R1)	⇒	40%(R7)
◎市内の住宅耐震化率	78%(R1)	⇒	95%(R7)

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 学校施設の老朽化対策

【教育総務課】

[脆弱性評価]

- ◆学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全確保は極めて重要です。耐震化は完了しているものの、非構造部材等の老朽化対策が必要です。
- ◆学校施設の危険箇所点検は、3年に一度専門業者による点検を行っているものの、非構造部材やブロック塀等の安全点検及び安全対策等に努める必要があります。

[推進方針]

- ◆「糸島市公共施設等総合管理計画アクションプラン」に沿った計画的な大規模改造工事により老朽化対策を促進します。
- ◆危険箇所点検実施報告書の内容により、危険性、緊急性等を考慮し、早急な改修、修繕を行います。また、随時学校から提出の緊急修繕等連絡票についても危険な箇所については早急に修繕等を行います。

【KPI(重要業績指標)】

◎大規模改造実施(着手を含む)校	2校(R1)	⇒	11校(R7)
◎トイレ洋式化率	48.4%(R1)	⇒	75%(R7)

○ 病院、社会福祉施設、高齢者施設等の防災・減災対策

【健康づくり課、地域福祉課、介護・高齢者支援課、子育て支援課】

[脆弱性評価]

- ◆健康福祉センターあごらは指定避難所となっており、災害時に重要な役割を果たすこととなります。耐震基準は満たしていますが、非常用自家発電装置、監視設備等が老朽化し、非常時に機能しなくなる可能性があります。災害時の福祉・避難所機能を確保するため、設備等の改修が必要です。
- ◆市内の病院や特別養護老人ホーム等の入所者の直接死を最大限防ぐためには、建物や設備等が非常時に機能するか平時からの点検が必要です。
- ◆休日・夜間急患センターは、災害時には救急施設として機能しなければなりません。そのため、建物や設備等が非常時に機能するか平時からの点検が必要です。
- ◆子育て支援センターは乳幼児を連れた親子の遊び場・交流の場であり、その安全面の確保は重要です。また、災害時には指定避難所では配慮を要する乳幼児や妊婦等の福祉避難所としての役割も担っています。耐震基準は満たしているが、施設の老朽化対策は必要です。

[推進方針]

- ◆健康福祉センターあごらについては、令和11年度に大規模改修を計画しており、耐震診断等も併せて実施します。また、設備等の改修については、大規模改修に先駆けて、順次必要な改修工事を進めていきます。
- ◆市内の病院・高齢者施設等に対し、年1回程度は建物・設備等の点検を実施するよう周知を図ります。
- ◆病院・高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震改修及び非常用自家発電設備等の設備整備等に係る支援を図ります。

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 大規模盛土造成地の把握

【都市計画課】

[脆弱性評価]

- ◆県が作成した大規模盛土造成地マップについて、広く市民に周知する必要があります。

[推進方針]

- ◆大規模盛土造成地マップについて、広く市民に周知します。

○ 応急危険度判定体制の整備

【都市計画課】

[脆弱性評価]

- ◆被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う必要があります。

[推進方針]

- ◆被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向け、養成講習会等に積極的に参加します。

○ 住環境等の整備

【都市計画課、建設課】

[脆弱性評価]

- ◆地震や火災に強いまちづくりを推進するためには、交通環境や災害危険性、コストなどを考慮しながら、市街地再開発事業や土地区画整理事業により良好な住環境等の整備を促進する必要があります。
- ◆狭あい道路整備等促進事業を活用し、狭あい道路の拡幅整備を行っていますが、事業の実施にあたり、地域住民の同意及び用地の寄附が必要となります。そのため事業の趣旨に対する理解が必要です。

[推進方針]

- ◆住環境等の整備を促進するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業の事業主体に対し技術的援助を行います。
- ◆社会資本整備総合交付金を積極的に活用し、地域住民に狭あい道路の整備事業の趣旨や効用について、積極的に説明を行います。

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 不燃化を行う区域の指定

【都市計画課】

[脆弱性評価]

- ◆建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を県が指定しており、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導の際に市と県が連携することで、市街地の防火対策を促進しています。なお、市街地（市街化区域、用途地域）のうち、都市計画法による防火地域または準防火地域以外は、すべて県による区域の指定がされています。
- ◆市街地における防火対策を促進するため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆市街化の動向などを踏まえ、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化について、建築基準法に基づく区域の指定が適切に行われるよう、県と連携し市街地における防火対策を促進します。

1-2 津波・高潮による多数の死傷者の発生

○ 河川施設の地震・津波対策

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆河川堤防の耐震及び健全度について、堤防の点検を進める必要があります。

[推進方針]

- ◆河川堤防の耐震及び健全度について、堤防の点検を行い、その点検結果に基づき、必要に応じて、措置を検討します。

○ 大型台風を想定したタイムラインの運用

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆台風災害に備え、市役所各部署において、災害時の対応を時系列で整理したタイムラインを作成しています。台風接近時には、このタイムラインを活用し、市民に対する適時適切な情報提供や、避難指示等の発令、災害対応に活用しています。
- ◆あらかじめ発生が予測できる台風について、災害対応の遅れや漏れを防ぐため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風接近時には、台風災害に備えたタイムラインを活用し、市民に対する適時適切な情報提供や避難誘導、災害対応等に活用します。
- ◆実際の災害対応を検証し、必要に応じてタイムラインの見直しを行います。

1-2 津波・高潮による多数の死傷者の発生

○ 津波・高潮に対する避難体制の強化

【水産林務課、危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆大潮の満潮時には、海岸への波浪による建物基礎部分の浸食や、護岸の越水による建物への海水の到達が見られます。これが台風と重なると、護岸道路や建物の倒壊、床下浸水などの被害が発生する可能性が高まります。人的・財産的被害を最小限に食い止めるための対策が必要です。
- ◆最大クラスの津波・高潮に対応した津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図を掲載したハザードマップを糸島市Webマップで公表しており、市民への周知が必要です。
- ◆津波に関する浸水想定、避難場所・避難所等について、浸水想定区域図の掲示や避難経路等の誘導標識、避難場所・避難所の表示板の設置や地区防災計画の策定など行っており、市民への周知が必要です。
- ◆観光地、海水浴場等の集客場所でも津波等災害の危険性を事前に周知する取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、平時から自分の住む地域の状況把握や避難経路などを決めておくことなど、事前の備えの重要性について理解してもらうため、自主防災組織による防災訓練や地区防災計画の策定を進め、防災意識の向上を図ります。
- ◆観光地、海水浴場等の集客場所でも、浸水予想図の提示などを行い、津波等災害の危険性を事前に周知できるよう関係機関と連携を行います。

○ 漁村地域における防災・減災対策の推進

【水産林務課】

[脆弱性評価]

- ◆漁港施設及び海岸保全施設の適正な日常点検を行い、計画的な施設の維持管理・更新が必要です。
また、海岸浸食の現状やその原因を把握するための調査を行い、必要に応じて、護岸を整備するなど侵食対策が必要です。

[推進方針]

- ◆漁港施設及び海岸保全施設の適正な日常点検を行い、計画的に施設の維持管理・更新を行います。
また、海岸浸食の現状やその原因を把握するための調査を行い、必要に応じて、関係機関等と連携を図り、護岸を整備するなど侵食対策を行います。

○ 私立認可保育所等の浸水対策支援

【子ども課】

[脆弱性評価]

- ◆「糸島市地域防災計画」において要配慮者利用施設に位置付けられている私立認可保育所等のうち、浸水想定区域に立地しているものがあり、施設の浸水対策が必要です。

[推進方針]

- ◆当該施設が浸水対策を講じる場合は、支援を行います。

1-3 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

○ 激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策

【下水道課、建設課】

[脆弱性評価]

- ◆平成21年度の豪雨による浸水被害を受け、同様の災害からの被害を防止するため、浸水対策重点地区を設定し、雨水浸水対策を実施しています。
- ◆近年、線状降水帯による短時間かつ集中的な豪雨が及ぼす浸水被害を受け、河川改修の必要性が増しています。
- ◆平成30年7月豪雨で大きな浸水被害が発生した雷山川を含む河川については、河道の掘削などにより流下能力を向上させ、市街地を含む再度の浸水被害を軽減する取組の検討が必要です。
- ◆県管理河川の影響を受ける市管理河川からの浸水を防止するため、県管理河川の改修を行う必要があります。



[推進方針]

- ◆平成21年度の豪雨による浸水被害を受け、設定した浸水対策重点地区における雨水浸水対策を実施します。
- ◆平成30年7月豪雨で大きな浸水被害が発生した雷山川を含む河川については、河道の掘削などにより流下能力を向上させ、市街地を含む再度の浸水被害を軽減する取組を検討します。
- ◆県管理河川の影響を受ける市管理河川からの浸水を防止するため、県管理河川の改修を国、県への提言、地元要望、期成会等を通じて継続して働きかけます。

【KPI(重要業績指標)】

◎浸水区域内の被害対策済み箇所の割合 60%(R2) ⇒ 80%(R7)

○ 新技術等を活用した災害対策の構築

【下水道課、建設課】

[脆弱性評価]

- ◆雨水施設の監視体制を強化することを目的に、水位計や監視カメラの設置を推進し、適切な維持管理を行う必要があります。
- ◆市管理河川の監視体制や、市民への情報提供を強化し、早急な水防活動や市民の適切な避難判断を支援することを目的に、河川巡回に加え、低コストで設置可能な簡易水位計の設置を行い、適切な維持管理を行う必要があります。



[推進方針]

- ◆雨水施設の監視体制を強化するため、水位計や監視カメラの設置を推進し、適切な維持管理を行います。
- ◆簡易水位計等を活用して収集した情報を基に河川の監視体制や市民への情報提供の強化を図ります。

1-3 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

○ 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進

【下水道課(建設課、都市計画課)】

[脆弱性評価]

- ◆流域治水対策について、近年の気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む必要があります。なお、河川の整備には長期間を要することから、河川整備が不十分な地域において、暫定的に流域治水対策を実施することで、河川整備が完了するまでの間、河川の流下能力不足を補う対策を検討する必要があります。
- ◆雨水流出抑制策について、流域の都市化により低下している保水機能を復元するため、洪水対策の一つとしてグリーンインフラ（社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組）の概念を取り入れた流域治水対策を推進する必要があります。

[推進方針]

- ◆氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組みます。
- ◆河川整備が不十分な地域において、暫定的に流域治水対策を実施することで、河川整備が完了するまでの間、河川の流下能力不足を補う対策を検討します。
- ◆流域の都市化により低下している保水機能の復元を目的とした雨水流出抑制を進めるため、公共施設（道路、学校、公園等）等における雨水流出抑制指針の策定について検討を行い、グリーンインフラの概念を取り入れた流域治水対策の取組みを推進します。

【KPI(重要業績指標)】

◎浸水区域内の被害対策済み箇所の割合 60%(R2) ⇒ 80%(R7)

○ 下水道による都市浸水対策

【下水道課】

[脆弱性評価]

- ◆平成30年7月及び令和3年8月の豪雨により浸水被害が発生したことを受け、糸島市内水浸水対策研究会を設置しました。関係機関で浸水被害について情報共有を行うとともに、効果的かつ効率的な内水浸水対策について調査・研究を行う必要があります。

[推進方針]

- ◆糸島市内水浸水対策研究会において、関係機関で浸水被害についての情報共有を図るとともに、効果的かつ効率的な内水浸水対策について調査・研究を継続して行います。

1-3 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

○ 適時適切な避難指示等の発令

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆国が公表した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難指示等を発令する際の発令基準やその伝達方法を定めており、これに基づき適時適切な避難指示等を発令する必要があります。

[推進方針]

- ◆災害時に適切な避難指示等を発令できるよう、市職員がスキルアップするための訓練を継続して行います。

1-4 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

○ 激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施

【建設課、水産林務課】

[脆弱性評価]

- ◆災害防止対策として砂防施設等（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を集中的に実施する必要があります。特に、災害履歴が重複する箇所については取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆災害防止対策として砂防施設等（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を集中的に実施します。その際、災害が発生した箇所については、地元関係者と協議を行い、優先的に対策を講じる方向で検討します。

○ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆保全対象となる人家、病院、公共施設等の施設の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性・重要性の高い箇所を中心に土砂災害を食い止める砂防施設等を県と連携し整備を進めています。今後は、これらの取組をさらに進めていく必要があります。
- ◆近年の気候変動等の影響を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に法面保護や落石防止策等の施設整備を行う必要があります。
- ◆施設整備を効率的・効果的に進めるため、既存ストックを有効活用した対策を推進していく必要があります。

[推進方針]

- ◆土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、県と連携して緊急性・重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を進めます。
- ◆近年の気候変動等の影響を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、県と連携して重点的に施設整備を行います。
- ◆効果的・効率的な施設整備を進めるため、県と連携して既存ストックを活用した整備を行います。

1-4 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

○ 治山施設の整備

【水産林務課】

[脆弱性評価]

- ◆山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地等について、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設や保安林の整備を進める必要があります。
- ◆関係機関と連携を図り、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備の推進に努めます。

○ 山地災害危険地区の指定・公表

【水産林務課】

[脆弱性評価]

- ◆山地災害が発生するおそれの高い箇所を、県が山地災害危険地区に指定し、県ホームページで情報提供しており、必要に応じて指定・公表の見直しを行っています。
- ◆山地災害に対する避難体制の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、県ホームページで情報提供するとともに、必要に応じて指定・公表の見直しを行います。

○ 災害危険区域からの移転の促進

【都市計画課】

[脆弱性評価]

- ◆土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者に対しては、土砂災害から生命・身体や財産を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度についての説明や周知が必要です。

[推進方針]

- ◆土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対して県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行います。

1-5 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○ 防災情報通信基盤の整備

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆市民への情報伝達を確実にを行うため、防災行政無線、市ホームページ、メールなどの整備を行っていますが、情報発信時には、それぞれ入力等を行う必要があり、遅延などの恐れがあります。
- ◆防災行政無線については、平成25年度に二丈地区、平成28年度に前原・志摩地区のデジタル化整備工事を行っており、適切な維持管理が必要です。
- ◆法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークが配置されており、適切な維持管理が必要です。
- ◆高度化・多様化する情報通信に対応し、災害時の確実かつ迅速な通信手段とするため、新たな通信基盤の整備について検討が必要です。

[推進方針]

- ◆防災情報通信基盤を適切に維持管理するとともに、情報発信を迅速かつ確実に行い、情報発信作業を一元化します。

【KPI(重要業績指標)】

◎情報収集・情報伝達手段の導入・維持

7媒体(R1)

⇒

9媒体(R7)

○ 福祉避難所への避難体制の整備の促進

【介護・高齢者支援課、地域福祉課】

[脆弱性評価]

- ◆既存の福祉避難所だけでは、大規模災害が起こった際の希望者全員の受け入れは困難です。
- ◆要配慮者の避難体制について、円滑に避難ができるか危惧されます。

[推進方針]

- ◆特別養護老人ホーム等をあらたに開設する法人を選定する場合は、福祉避難所として災害時避難行動要支援者等を受け入れることを必須条件とします。
- ◆介護保険施設等を運営する事業者に対して、災害時の業務継続計画の策定、計画に基づく研修や訓練の実施について指導を行います。

○ 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆災害発生時には、校区や自主防災組織等が中心となった避難所運営が想定されるため、研修や訓練を通じ周知しています。
- ◆避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を記載した避難所運営マニュアルを作成する必要があります。
- ◆避難所の円滑な運営のため、引き続き研修や訓練が必要です。

[推進方針]

- ◆避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成します。
- ◆避難所の円滑な運営のため、職員や地域住民を対象とした研修や訓練を実施します。
- ◆地域における一時避難場所の設定を進めます。

1-5 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○ 避難行動要支援者の避難支援

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆避難行動要支援者名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の個別避難支援計画策定が努力義務となっており、策定を進めていく必要があります。

[推進方針]

- ◆避難行動要支援者名簿の平時利用及び個別避難支援計画の策定を進めます。

【KPI(重要業績指標)】

◎情報収集・情報伝達手段の導入・維持	7媒体(R1)	⇒	9媒体(R7)
◎地区防災計画を定めた行政区の数	0行政区(R1)	⇒	25行政区(R7)

○ 外国人に対する支援

【ブランド政策課、コミュニティ推進課】

[脆弱性評価]

- ◆災害発生時に訪日外国人観光客の適時適切な避難が行えるよう、市内の災害情報及び避難情報を多言語で伝達する取組みが必要です。
- ◆市のホームページは多言語翻訳をしており、災害発生時に外国人の方が災害情報や避難情報などの情報は閲覧可能な状況です。また、糸島市観光協会が運営する「糸島市観光サイトつなぐ糸島」は英語翻訳をしており、英語による閲覧は可能です。

[推進方針]

- ◆災害発生時に訪日外国人の適時適切な避難が行われるよう、さらなる多言語による情報発信の整備を進めます。
- ◆県や福岡県観光連盟等と連携し、ホームページやソーシャルネットワーキングサービスを通じて、国内外の観光客に対し、多言語で交通状況や気象などの情報を発信します。
- ◆災害発生時に外国人観光客が閲覧可能なサイトを紹介するカードなどを宿泊施設や主要な観光地へ配架し、的確な情報伝達や避難行動が行えるよう整備を進めます。

【KPI(重要業績指標)】

◎国籍や文化が異なる人びとが、お互いに地域で 支え合いながら、暮らしていると感じる市民の 割合(市民満足度調査)	34%(R1)	⇒	45%(R7)
◎外国人が必要とする市発行物の多言語化	- (R1)	⇒	6か国語(R7)
◎外国人が必要とする市相談窓口の多言語対応 化	- (R1)	⇒	6か国語(R7)

1-5 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○ 防災教育の推進

【危機管理課、学校教育課】

〔脆弱性評価〕

- ◆児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校において、防災に関する学習や防災訓練を実施しています。
- ◆各学校における危機管理マニュアルは、災害等の状況に応じて必要となる観点を定め毎年度更新しています。
- ◆学校における防災教育を推進するため、地域と連携した取組をさらに充実していく必要があります。



〔推進方針〕

- ◆児童生徒の防災に関する意識の向上のため、火災や地震等を想定した避難訓練を継続します。
- ◆ハザードマップの作成や学習動画などを利用し、防災対策に特化した授業を計画的に実施します。

【KPI(重要業績指標)】

◎家族で災害時にどう行動するか、避難や連絡などのルールや方法を決めている市民の割合(市民満足度調査)	32.4%(R1)	⇒	51%(R7)
◎防災マイスター登録者数	0人(R1)	⇒	15人(R7)

○ 避難行動等の教訓の広報啓発

【危機管理課】

〔脆弱性評価〕

- ◆平成30年度に「糸島市防災ハンドブック」を作成し、全戸配布や転入者へ配布しています。また、電子データを閲覧できるよう、市ホームページで公開しています。
- ◆法改正を踏まえたハンドブックの改定を行い、出前講座等の機会を通じたハンドブック普及と教訓の啓発を図る必要があります。



〔推進方針〕

- ◆「糸島市防災ハンドブック」の更新を行います。
- ◆防災教育に関するデジタルコンテンツを作成し、子どもから大人まで適切な避難行動等を行えるよう啓発を行います。

【KPI(重要業績指標)】

◎情報収集・情報伝達手段の導入・維持	7媒体(R1)	⇒	9媒体(R7)
--------------------	---------	---	---------

1-5 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○ 防火防災に関する普及啓発

【消防総務課、予防課】

[脆弱性評価]

- ◆建物の大規模化や複雑化などにより、火災に伴う危険性が高まっていることから、防火査察などを通じて、火災を未然に防ぐ取組を強化していく必要があります。
- ◆市民の防火防災意識を高め、防火防災知識を向上させるため、出前講座を行っています。
- ◆災害による被害を防ぐために、さらに市民の防火防災意識や知識を向上させる必要があります。

[推進方針]

- ◆建物への防火査察を計画的に実施し、改善指導などを徹底します。
- ◆市民の防火防災意識を高め、防火防災知識を向上させるため、引き続き出前講座や消防防災フェアの開催による啓発を行います。

【KPI(重要業績指標)】

◎重大違反防火対象物の改善率(改善件数/通知件数)	90%(R1)	⇒	100%(R7)
◎防災訓練等を実施した自主防災組織の数	117組織(R1)	⇒	163組織(R7)

○ 市内九州大学生への情報伝達

【学研都市づくり課】

[脆弱性評価]

- ◆九州大学の学生は、市内に約1,600人(うち外国人留学生約300人、令和5年6月現在)が居住していますが、住民登録がされていないことがあるため、市内のどこに誰が住んでいるのかを正確には把握できていません。
- ◆大雨・台風・地震等の災害発生時に正確な情報を確実に九大生に伝えることが求められます。
- ◆九州大学では学生に対するメール配信を行っており、市の事業に関連する情報等の配信も行っています。

[推進方針]

- ◆九州大学が学生に対して防災情報や災害発生時の避難情報などを確実に伝えてもらうため、市から九州大学にメール配信のための情報を迅速かつ正確に提供する方法を確立します。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 公助による備蓄・調達の推進

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆市内避難所に備蓄する食糧や飲料は、3日分（15,000食）を5年間に分割してローリングストックし、計画的な備蓄を行っています。
- ◆食料以外の生活物資や避難所運営に必要な資機材等の備蓄は、「福岡県備蓄基本計画（平成26年3月策定）」に基づき実施しています。
- ◆災害時の応急対応に必要な食糧や生活必需品等物資の調達や緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を進めています。
- ◆平成28年熊本地震や平成29年7月九州北部豪雨による災害を踏まえ、避難所の間仕切り・ベッド等の段ボール製品、簡易トイレなどの資機材の強化を図ってきました。
- ◆公助による備蓄・調達をさらに推進するため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆「糸島市食料備蓄計画」に基づき、計画的な備蓄を行います。
- ◆食料以外の生活物資や避難所運営に必要な資機材等の備蓄については、「福岡県備蓄基本計画」に基づき備蓄を行います。
- ◆物資の供給等に関する協定の締結先民間業者の拡大を図ります。

○ 給食施設における給食供給体制の整備

【健康づくり課】

[脆弱性評価]

- ◆健康増進法に基づく一定規模の食事を提供する施設（特定給食施設）のうち、特に社会福祉施設等では、食事の提供が停止することで入所者の生命に危険を及ぼす恐れがあります。
- ◆災害時に、日常的に食事を提供している施設における入所者の生命を保護するため、特定給食施設の給食供給体制の整備が必要です。

[推進方針]

- ◆糸島保健福祉事務所の協力を得て、市内特定給食施設に対し、平時からの食糧備蓄の取組を呼びかけます。
- ◆福祉避難所は特定給食施設となっていることから、協定内容を見直し、食料供給体制の整備について、協力を求めます。

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 自助・共助による備蓄の促進

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆市民や事業所などがみずから災害に備えた物資の備蓄を行うよう、広報や出前講座等を活用した広報・啓発を実施しており、引き続き市民等へ広く周知を行う必要があります。

[推進方針]

- ◆市民や事業所などが、みずから災害に備えた物資の備蓄を行うよう、広報や出前講座等を通じて啓発を実施します。
- ◆自主防災組織等による備蓄を支援します。

【KPI(重要業績指標)】

◎防災訓練等を実施した自主防災組織の数 117組織(R1) ⇒ 163組織(R7)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ 分散型エネルギーの導入促進

【環境政策課】

[脆弱性評価]

- ◆再生可能エネルギーは災害時の電源確保に有効であるため、太陽光発電設置等に補助金を交付し、各家庭での自給自足エネルギーの促進を推進しています。
- ◆災害による停電時に指定避難所などの防災拠点で電力を確保することができるよう、公共施設等への再生可能エネルギーの導入を進めています。
- ◆災害時の電力確保のため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆避難生活時の生活環境向上のため、「第2次糸島市環境基本計画」に基づき、市民への再生可能エネルギーや蓄電池等の普及促進を図ります。

【KPI(重要業績指標)】

◎公共施設へのクリーンエネルギー及び省エネ設備導入施設数 36施設(R1) ⇒ 46施設(R7)

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○ 広域受援体制の整備

【警防課、消防総務課、救急課、通信指令課、警備課】

[脆弱性評価]

- ◆消防相互応援協定に基づく応援隊や緊急消防援助隊による広域受援体制を構築し、本市消防力の不足時に対応する受援計画を策定しています。災害時に円滑な人的支援を受け入れられるよう、引き続き、広域受援体制の構築を進めるとともに、受援計画の見直し、マニュアル作成等の取り組みが必要です。

[推進方針]

- ◆災害時に円滑に関係機関の人的支援を受け入れられるよう、適宜受援計画の見直しを図り、受援計画に基づいたマニュアルの作成に取り組みます。また、被災場所において関係機関が迅速・的確に連携し、災害時の膨大な消防・救急需要に対応できるよう、施設や車両及び資器材の整備を行うとともに、情報集約・情報共有・通信及び関係機関調整などの機能強化を図り、消防指揮本部機能の強化を図ります。

○ 自主防災組織の充実強化

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆行政区単位で組織する自主防災組織は市内全164行政区のうち163行政区で組織されており、組織の活性化や防災組織を高めることを目的とした防災訓練などを実施しています。
- ◆自主防災組織の役員は行政区役員と兼任することが多く、役員交代による組織としての経験値が低くなる傾向にあるため、防災担当を決めておく必要があります。

[推進方針]

- ◆防災士を中心とした自主防災組織の活性化や防災意識の向上を目的とした訓練や研修等を積極的に推進します。

【KPI(重要業績指標)】

◎家族で災害時にどう行動するか、避難や連絡などのルールや方法を定めている市民の割合(市民満足度調査)	32.4%(R1)	⇒	51%(R7)
◎防災訓練等を実施した自主防災組織の数	117組織(R1)	⇒	163組織(R7)

○ 救急体制の充実

【救急課、健康づくり課】

[脆弱性評価]

- ◆救急体制の充実や医療機関などとの連携を強化する必要があります。
- ◆市民の救急に対する意識を高めるとともに、市民が自ら行う救命活動を促す必要があります。

[推進方針]

- ◆消防本部の救急車や設備等を計画的に整備・更新します。
- ◆市民に対し、救急車の適正利用の周知・啓発を図ります。
- ◆応急手当普及員講習などを開催し、市民が自ら行う救急・救命活動を促進します。
- ◆休日・夜間急患センターについては、糸島医師会の協力を得て、運営を継続するとともに、計画的に施設・設備の更新を行います。

【KPI(重要業績指標)】

◎救急車の現場到着所要時間(平均)	7.5分(R1)	⇒	7.5分(R7)
-------------------	----------	---	----------

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○ 消防力の強化

【警備課、警防課、通信指令課、消防総務課、救急課】

[脆弱性評価]

- ◆災害時の消火活動をはじめ、地震や風水害などの大規模な自然災害における救助活動など、消防本部の果たす役割はますます重要となっており、消防本部の機能や能力の充実が必要です。
- ◆災害時の防災拠点となる消防本部庁舎、出張所、分団詰所については、新耐震基準で建築されており、「糸島市公共施設等総合管理計画」に基づき更新や点検等を実施、引き続き、災害時の防災拠点として消防本部庁舎等の機能を維持する必要があります。
- ◆各種災害に対応するため、消防本部職員の消防大学校、福岡県消防学校への入校や、各種研修への参加、また近隣消防機関や防災関係機関と訓練を実施し、連携を深めています。
- ◆消防団は、地域防災力の中核として必要不可欠ですが、近年、消防団員の確保が困難な状況であります。このため、「消防団協力事業所表示制度」、「学生消防団活動認証制度」、「準中型運転免許取得補助制度」を導入し、消防団への加入促進と消防団員が活動しやすい環境作りに努めています。
- ◆消防団員の安全活動のため、消防団の車両、資器材及び個人装備品の充実・強化を図る必要があります。

[推進方針]

- ◆災害時の防災拠点となる消防本部庁舎、出張所、分団詰所について、防災機能を維持するため、引き続き定期的に点検を実施し、適切に改修・更新を行います。また、消防本部の消防施設などを計画的に整備・更新します。
- ◆火災及びあらゆる災害等に迅速・確実に対応するため、消防本部の消防車両装備の充実を図り、計画的な車両更新を行います。
- ◆消防団の車両、資器材及び個人装備品は、多様化する災害や社会情勢等の変化に対応する必要があることから、逐次見直しを行いながら、計画的に更新整備を行います。
- ◆日々変化する災害へ対応するために、必要に応じ消防大学校や福岡県消防学校への入校、各種研修への参加、関係機関との訓練を重ね消防力の強化を推進します。
- ◆市民や市内事業者に対して、消防団への入団や消防活動への理解、協力の促進に取り組むとともに、消防団員の処遇改善を図り、消防団への加入促進につなげます。

【KPI(重要業績指標)】

◎消防団員数(定数)の維持	994人(R1)	⇒	995人(R7)
◎通報から鎮火までの所要時間(平均)	42分(過去5年の平均)	⇒	35分(R7)

○ 防火水槽の整備

【警防課】

[脆弱性評価]

- ◆地域の災害対応能力向上のため、防火水槽の維持管理及び整備を行っています。整備する防火水槽については、地震や火災等の災害発生時に適切な使用ができるよう、耐震性を有する防火水槽とする必要があります。

[推進方針]

- ◆防火水槽の適切な維持管理を行うとともに、新設または更新する防火水槽については、耐震性を有するものを整備します。

【KPI(重要業績指標)】

◎通報から鎮火までの所要時間(平均)	42分(過去5年の平均)	⇒	35分(R7)
--------------------	--------------	---	---------

2-4 被災地における医療機能の麻痺

○ 現場(急性期医療)のDMATによる医療支援要請

【健康づくり課】

[脆弱性評価]

- ◆災害現場に出動し、迅速な救命措置等を行うことにより、被災者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、県は災害拠点病院との間で「福岡県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」を締結しており、災害時には福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請することができます。
- ◆市は、糸島保健福祉事務所を通じて、円滑な福岡県DMATの派遣要請体制を維持する必要があります。

[推進方針]

- ◆災害時の円滑な医療活動のため、福岡県DMATの派遣要請ができる体制を維持します。
- ◆糸島医師会等と連携し、医療救護チームの編成、救護所への動員など必要な事項について、連絡調整を図ります。

○ 避難所・現場救護所の医療支援要請

【健康づくり課】

[脆弱性評価]

- ◆避難所または災害現場等に設置する救護所における医療活動を円滑に行うため、県は福岡県医師会・福岡県看護協会・福岡県薬剤師会との間で「災害時の医療救護活動に関する協定」をそれぞれ締結しており、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師）の派遣を要請することができます。
- ◆市は、糸島保健福祉事務所を通じて、円滑な医療救護班・薬剤師班の派遣、災害支援ナースの派遣要請体制を維持する必要があります。

[推進方針]

- ◆災害時の円滑な医療活動のため、医療救護班・薬剤師班の派遣、災害支援ナースの派遣要請ができる体制を維持します。

○ 被災地におけるDPATによる精神科医療及び精神保健活動の支援要請

【健康づくり課】

[脆弱性評価]

- ◆災害現場に出動し、被災した精神科医療機関における患者搬送・診療補助等の急性期精神科医療への対応及び災害による被災者等の心のケアのため、県は、県内精神科病院との間で「ふくおか災害派遣精神医療チームの派遣に関する協定」を締結しており、災害時にはふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣を要請することができます。
- ◆市は、糸島保健福祉事務所を通じて、円滑なふくおかDPATの派遣要請体制を維持する必要があります。

[推進方針]

- ◆災害時の円滑な精神医療活動、精神保健活動のため、ふくおかDPATの派遣要請ができる体制を維持します。

2-5 被災地における疫病・感染症の大規模発生

○ 疫病のまん延防止

【健康づくり課】

[脆弱性評価]

- ◆麻しん・風しん・ロタウイルスなどの予防接種法に基づく予防接種を推進しています。
- ◆災害時に備えた健康づくりの普及啓発のため、出前講座等を行っています。
- ◆「避難所運営マニュアル」や「感染症対応避難所運営マニュアル」において、避難所運営職員が避難者の体調管理を行えるよう具体的な行動を示すとともに、保健師等が避難所を巡回する仕組みを構築しています。
- ◆新型コロナウイルス等の感染症予防のため、感染症対応避難所を設けるなどして対応しています。
- ◆災害時の感染症等拡大防止のため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆予防接種が可能な感染症は、平時から広報等を通じて予防接種の啓発を行います。
- ◆疫病のまん延予防上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や県、関係機関との情報共有、連絡体制を構築し、密な連携を図ります。
- ◆「避難所運営マニュアル」を適宜見直ししながら、避難所運営職員がマニュアルに沿った行動がとれるよう訓練を継続して行います。また、地域で開催する「避難所運営訓練」等に出向き、感染症に関する普及啓発を引き続き実施します。
- ◆感染症対応避難所については、感染症の流行状況等により糸島保健福祉事務所や危機管理部局などと適宜協議した上で、適切な設置運営を行います。
- ◆健康管理体制の全体像を示す「災害時健康管理支援マニュアル」の策定に向けた検討を行います。
- ◆県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、受援マニュアルを策定するなど、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築します。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ DHEATによる保健医療行政の指揮調整機能等の応援

【健康づくり課】

[脆弱性評価]

- ◆DHEATは健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員で組織された災害時健康危機管理支援チームです。
- ◆市は、県と連携しながら、円滑なDHEATの応援を求め、受け入れる体制を維持する必要があります。

[推進方針]

- ◆市は県と連携し、DHEATの応援を求められることができる体制を維持します。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ 健康管理体制の構築

【健康づくり課】

[脆弱性評価]

- ◆「感染症対応避難所運営マニュアル」や「避難所における巡回相談マニュアル」に基づき、感染症対応および避難所の巡回相談を行うこととしており、マニュアルは定期的に見直しを行っています。
- ◆「避難所運営マニュアル」に基づき、避難が長期化した場合には、健康管理チェックシートを用い、避難者の健康状態の管理を行っています。
- ◆健康管理体制全体を示す災害時健康管理支援マニュアルは策定しておらず、県の「災害時健康管理支援マニュアル」を使用しており、市の災害時健康管理マニュアルを作成する必要があります。

[推進方針]

- ◆「感染症対応避難所運営マニュアル」や「避難所における巡回相談マニュアル」については、随時見直しを図ります。
- ◆「感染症対応避難所運営マニュアル」や「避難所における巡回相談マニュアル」に沿った的確な対応がとれるよう、継続して訓練を行います。
- ◆健康管理体制の全体像を示す災害時健康管理支援マニュアルの策定に向けた検討を行います。

○ 福祉避難所の設置・運営

【介護・高齢者支援課、子育て支援課、地域福祉課、健康づくり課、危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆「福祉避難所運営マニュアル」を整備し、福祉避難所の設置・運営を行います。また、マニュアルの内容について、地域包括支援センター等の関係機関に周知する等、理解促進に努める必要があります。
- ◆「避難所運営マニュアル」に基づき、令和4年4月に妊産婦と乳幼児を対象とする福祉避難所の対応マニュアルを策定し、福祉避難所開設時の対応職員体制を構築しており、必要物資についても、3か所（子育て支援センターすくすく・にこにこ・ぽかぽか）分を各所に配備しています。

[推進方針]

- ◆設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう各施設に働きかけるとともに、県を通じて福祉避難所における器材や人材の確保を支援します。
- ◆福祉避難所の対応については、「避難所運営マニュアル」の改訂に合わせ適宜見直しを行います。
- ◆県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、受援マニュアルを策定するなど、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築します。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ 安全・安心な避難生活環境の整備

【教育総務課】

〔脆弱性評価〕

- ◆小中学校の屋内運動場は、建設当時に現在の気温上昇などが想定されておらず、特段の暑さ対策は行っていないため、暑さ対策が必要です。
- ◆学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、トイレ施設の整備や施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要があります。

〔推進方針〕

- ◆「糸島市公共施設等総合管理計画アクションプラン」に沿った計画的な屋内運動場大規模改造工事実施に伴い、断熱素材を施すなどにより、断熱対策を図るとともに、空調設備導入について検討を進めます。
- ◆学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、トイレ施設整備や施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化します。

【KPI(重要業績指標)】

◎大規模改造実施(着手を含む)校	2校(R1)	⇒	11校(R7)
◎トイレ洋式化率	48.4%(R1)	⇒	75%(R7)
◎安心して子どもを生み育てられる環境が整っていると 思う市民の割合(市民満足度調査)	41%(R1)		45%(R7)

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

○ 防災拠点となる公共施設の整備

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆市の防災拠点となる施設等については、耐震化を図るなど整備を行ってきました。
- ◆大規模災害に備え、防災拠点施設を整備する必要があります。

[推進方針]

- ◆大規模災害に備え、令和5年度に防災拠点施設の機能を備えた新庁舎や運動公園を整備します。

【KPI(重要業績指標)】

◎市民1人当たりの公園面積	5.19㎡(R1)	⇒	5.8㎡(R7)
◎公共建築物の機能や環境が十分に整備されていると思う市民の割合(市民満足度調査)	32.3%(R2)	⇒	42.3%(R7)

○ 業務継続体制の確保

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆大規模災害時に市の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、平成31年3月に「糸島市業務継続計画」を策定していますが、災害への的確な対応が求められるため、継続的な見直しが必要です。

[推進方針]

- ◆災害・被害想定の見直しや市の組織が改編される場合は、糸島市業務継続計画を見直し、実効性のある計画とします。

○ 受援体制の確保

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆令和3年2月に「糸島市災害時受援計画」を策定し、大規模災害発生時に市外からの支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災者を支援するための体制を確保しています。
- ◆受援体制のさらなる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援訓練等を実施します。
- ◆関係機関による訓練の検証結果を踏まえた「糸島市受援計画」の見直しを行います。

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

○ 市災害対策本部設置運営訓練等の実施

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆災害対応能力の向上を図るため、関係機関も参加する災害対策本部設置運営訓練を行っています。
- ◆災害対応能力の向上を図るため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆災害対策本部設置運営訓練などを行う際に、複数の関係機関の参画を呼びかけるとともに、関係機関による訓練の検証を踏まえて改善を行い、災害対応能力の向上を図ります。

○ 罹災証明の迅速な発行

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆罹災証明書の発行を迅速に行うことは、被災者が生活再建を進めるために重要であり、そのためには、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修等、大規模災害発生時に市が罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要です。

[推進方針]

- ◆大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、罹災証明書の発行に係る必要人員の確保やシステムの早期導入について検討を行うとともに、住家被害認定の調査・判定方法についての訓練などを積極的に行います。

○ 【ICT-BCP部門における業務継続のための初動計画】業務継続体制の確保

【情報政策課】

[脆弱性評価]

- ◆大規模災害時に市の行政機能を維持し、重要システム・インフラ等の被害を最小限に留めるとともに、速やかな復旧を行うため、平成27年4月に「ICT部門における業務継続のための初動計画」を策定していますが、災害への的確な対応が求められるため、継続的な見直しが必要です。

[推進方針]

- ◆災害・被害想定の見直しや市の組織が改編、市の重要システム・インフラが変更となる場合は、計画を見直し、机上訓練、緊急連絡・安否確認訓練を実施することで、計画の実効性を確保します。

3-2 エネルギー供給の途絶による消防機能の大幅な低下

○ 非常用自家発電設備、燃料供給ルートの確保

【消防総務課】

[脆弱性評価]

- ◆ 消防本部庁舎や各出張所に非常用自家発電設備を設置し、大規模災害時の停電などに備えています。
- ◆ 災害時における消防本部庁舎と各出張所の非常用自家発電設備、緊急車両への優先的な燃料供給体制を構築する必要があります。



[推進方針]

- ◆ 消防本部庁舎、各出張所に設置している非常用自家発電設備を定期的に点検し、必要に応じ改修・更新を行い、大規模災害時の停電などに備えます。
- ◆ 災害時における、消防本部庁舎と各出張所の非常用自家発電設備、緊急車両へ優先的な燃料供給体制を構築するために、市内石油関連事業者との連携を図ります。
- ◆ 県が締結している災害時連携協定を活用し、複数の燃料供給体制を確保します。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○ 市における情報伝達手段の整備

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆市民に迅速かつ確実に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に加え、ホームページや情報メール、テレビのdボタンなど、情報伝達手段の多重化を進めており、市民への周知が必要です。



[推進方針]

- ◆情報伝達手段の多重化をさらに促進し、災害情報共有システム（Lアラート）と連携して、災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ迅速かつ確実に提供します。

【KPI(重要業績指標)】

◎情報収集・情報伝達手段の導入・維持	7媒体(R1)	⇒	9媒体(R7)
◎地区防災計画を定めた行政区の数	0行政区(R1)	⇒	25行政区(R7)

○ 情報メールいとしまの運用

【情報政策課、危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆災害・防災情報をあらかじめ登録した利用者に電子メールで提供する「情報メールいとしま」の登録者数を拡大するため、市広報誌やホームページなどで、引き続き周知を行う必要があります。



[推進方針]

- ◆気象情報や避難指示等の情報を市民へ確実かつ迅速に伝達するため、情報メールいとしまの適切な運用・管理を行うとともに、登録者数の拡大に向け、引き続き市民への周知を図ります。

【KPI(重要業績指標)】

◎情報収集・情報伝達手段の導入・維持	7媒体(R1)	⇒	9媒体(R7)
--------------------	---------	---	---------

○ 災害・防災情報の利用者による対策促進

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆災害・防災情報を確実に情報の受け手が受け取るためには、携帯情報端末へのエネルギー供給が重要であり、指定避難所や公共施設に対し非常用発電機器やWi-Fi環境の整備などを行っています。
- ◆市民や事業者等が災害・防災情報を確実に受け取るための対策を講じる必要があります。



[推進方針]

- ◆市民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に取得できるよう、「福岡県備蓄基本計画」に基づき、市民や事業者等に対し、乾電池やバッテリー等の備蓄を働きかけます。

5. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 上水道等の長期にわたる供給停止

○ 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進

【水道課】

[脆弱性評価]

- ◆アセットマネジメントに基づき「糸島市水道施設更新計画」を策定しており、これに基づく配水池や基幹管路の耐震化を計画的に進める必要があります。また、耐震化の推進のためには、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める必要があります。

[推進方針]

- ◆国庫補助（生活基盤施設耐震化等補助金）を活用し、配水池や基幹管路の耐震化を進めます。
- ◆水道事業者間で広域的に連携を推進し、人材やノウハウの強化等を進めることで、耐震化の推進を図ります。

【KPI(重要業績指標)】

◎水道水質基準が適合となった回数を全検査回数で除した割合「水質基準適合率」	100%(R1)	⇒	100%(R7)
◎耐震化された基幹管路の延長を全体の基幹管路の延長で除した割合「基幹管路の耐震化率」	8.7%(R1)	⇒	11.7%(R7)

○ 水資源の確保

【水道課】

[脆弱性評価]

- ◆本市は、筑後川の水や瑞梅寺ダム、地下水を水源としており、水資源の有効利用を推進するため、市民などに対し普及啓発を行っており、引き続きこのような取組みが必要です。
- ◆水道事業者間の広域的な連携を進める必要があります。

[推進方針]

- ◆水源地域との交流事業や、水源林の整備についてホームページ等を活用し普及啓発を実施します。
- ◆福岡地区水道企業団による受水量の応援をはじめ、水道事業者間の広域的な連携を推進します。

5-2 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○ 下水道施設の耐震化

【下水道課】

[脆弱性評価]

- ◆一部の下水道施設については、耐震診断を実施しています。
- ◆下水道施設のさらなる耐震化を図るため、耐震診断を未実施の施設についても、地震対策を実施する必要があります。

[推進方針]

- ◆一部の下水道施設については、耐震診断に基づき、耐震化工事を実施します。
- ◆下水道施設の更なる耐震化を図るため、耐震診断を未実施の施設についても、改築更新計画に合わせて、地震対策を実施します。

○ 下水道BCPの実効性の確保

【下水道課】

[脆弱性評価]

- ◆下水道施設が災害等の危機に遭遇し、仮に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるよう、下水道BCPを策定しています。今後は、災害時により迅速かつ適切な対応が可能となるよう、下水道BCPの情報更新及び訓練を実施し、実効性を高めていく必要があります。

[推進方針]

- ◆下水道BCPの情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていきます。

○ 農業集落排水施設の老朽化対策

【下水道課】

[脆弱性評価]

- ◆農業及び漁業集落排水施設については、老朽化（供用開始後20年経過）した施設の機能診断を実施する必要があります。

[推進方針]

- ◆農業及び漁業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断及び長寿命化計画の策定を行います。なお、老朽化した施設の改築更新においては、統廃合による施設の廃止が可能かどうか検討します。

○ 浄化槽の整備

【下水道課】

[脆弱性評価]

- ◆浄化槽については、「福岡県汚水処理構想（平成29年3月策定）」に基づき、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進する必要があり、浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助しています。
- ◆合併処理浄化槽への転換を一層促進するため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆老朽化した単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助します。

5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止

○ 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、市管理道路について、法面等の防災対策を推進する必要があります。
- ◆救命救急活動や復旧活動を支える緊急輸送道路や土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（鉄道近接や広域迂回など）における対策を重点的に実施する取組が引き続き必要です。

[推進方針]

- ◆道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施します。
- ◆緊急輸送道路における対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（鉄道近接や広域迂回など）における対策を重点的に進めます。

○ 道路橋梁の耐震補強

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆大規模災害時に道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、橋長15m以上の橋梁を対象に、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を実施しています。また、迂回路の無い橋梁も、重点的に対策を講じる必要があります。
- ◆安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の耐震補強などを重点的に進める取組が引き続き必要です。

[推進方針]

- ◆道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を実施します。また、迂回路のない橋梁も重点的に対策を講じます。
- ◆安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の耐震補強などを重点的に進めます。

【KPI(重要業績指標)】

◎舗装個別施設計画に示す路線の舗装補修率	0%(R1)	⇒	34.5%(R7)
◎維持管理コスト軽減のために補修を行う橋の補修率	20%(R1)	⇒	100%(R7)

5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止

○ 緊急輸送道路の整備

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路9路線については、新設電柱の占用を制限しています。
- ◆大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図るため、県等と連携し、取り組んでいく必要があります。

[推進方針]

- ◆大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路の指定を受けた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進めます。

○ 啓開体制の強化

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための体制整備を行っており、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる体制を強化します。

○ 無電柱化の推進

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を検討する必要があります。
- ◆緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組が必要です。

[推進方針]

- ◆道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者及び利用者と協議の上、無電柱化の取組を進めます。
- ◆各道路管理者は、道路の防災性能の向上のため、電線管理者等の理解を得て国の「無電柱化推進計画」に位置付けられた対象道路の整備を推進します。
- ◆緊急輸送道路は、低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組を行います。その際は、社会資本整備総合交付金等を活用し、電気事業者、電気通信事業者、ガス供給事業者等と連携し重点的に進めます。

5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止

○ 道路の雪寒対策の推進

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、インターネットやテレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信により、円滑な交通確保に努めています。
- ◆道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るための取組を進めるとともに、ソフト・ハード両面での取組が必要です。

[推進方針]

- ◆大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等においては、インターネットやテレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信によって円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組を推進します。

○ 生活道路の整備

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆幅員の狭い未改良区間の整備は、緊急車両が通行できるよう、狭あい道路整備等促進事業、建築行為に伴う道路後退事業により幅員を確保しています。また、歩道のない区間については、生活安全及び安心を確保するための社会資本整備総合交付金等を活用し整備を行っています。
- ◆災害時における地域交通網を確保するため、狭あい道路等の解消に向けた取組が必要です。

[推進方針]

- ◆幅員の狭い未改良区間の整備は、緊急車両の通行可能になるよう、狭あい道路整備等促進事業、建築行為に伴う道路後退事業により幅員を確保し、歩道の無い区間については、生活安全及び安心を確保するための社会資本整備総合交付金事業を活用し、狭あい道路等の解消に向けた整備を行います。

【KPI(重要業績指標)】

◎車で市内をスムーズに移動できると思う市民の割合(市民満足度調査)	32.2%(R1)	⇒	40%(R7)
◎都市計画道路整備率	71.3%(R1)	⇒	73%(R7)
◎交通安全施設がじゅうぶんに整備されていると思う市民の割合(市民満足度調査)	26.3%(R1)	⇒	35%(R7)

5-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

○ 道路施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆道路パトロール等を利用して、道路施設のメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）を行っています。
- ◆市が管理する橋梁については、「糸島市橋梁長寿命化修繕計画（平成30年度策定）」に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに、計画的な架替えや補修を実施しています。
- ◆舗装補修については、「糸島市舗装長寿命化計画（令和元年度策定）」に基づき、危険度の高い箇所から補修を実施しています。
- ◆道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、橋梁や舗装の長寿命化計画の見直しを定期的に行い、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要です。

[推進方針]

- ◆道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、橋梁や舗装の長寿命化計画の見直しを定期的に行い、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行います。
- ◆普段から道路の異状に対する市民からの通報や情報提供を利用し、日常的な維持管理を行います。

【KPI(重要業績指標)】

◎舗装個別施設計画に示す路線の舗装補修率	0%(R1)	⇒	34.5%(R7)
◎維持管理コスト軽減のために補修を行う橋の補修率	20%(R1)	⇒	100%(R7)

○ 市道路施設の老朽化対策支援(戦略的な維持管理・更新)

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆市道路施設の老朽化対策支援として、国、県、市町村及び高速道路会社等の道路管理者で構成する道路メンテナンス会議による支援の活用や、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会への参加をするなど技術的向上を図っており、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆市道路施設の老朽化対策支援として、国、県、市町村及び高速道路会社等の道路管理者で構成する道路メンテナンス会議による支援の活用や、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会への参加をするなど技術的向上に努めます。

【KPI(重要業績指標)】

◎交通安全施設がじゅうぶんに整備されていると思う市民の割合(市民満足度調査)	26.3%(R1)	⇒	35%(R7)
◎自転車通行空間の整備	0km(R1)	⇒	60km(R7)
◎舗装個別施設計画に示す路線の舗装補修率	0%(R1)	⇒	34.5%(R7)
◎維持管理コスト軽減のために補修を行う橋の補修率	20%(R1)	⇒	100%(R7)

5-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

○ 河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)

【建設課】

[脆弱性評価]

- ◆河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、堤防や護岸等、河川構造物の点検を実施し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要です。

[推進方針]

- ◆河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、堤防や護岸等、河川構造物の点検を実施し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行います。

【KPI(重要業績指標)】

◎維持管理コスト軽減のために補修を行う橋の補修率 20%(R1) ⇒ 100%(R7)

○ 海岸保全施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)

【水産林務課】

[脆弱性評価]

- ◆海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新が必要です。

[推進方針]

- ◆海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、長寿命化計画を策定し、関係機関等と連携を図り、計画的に維持管理・更新を行います。

○ 治山施設の老朽化対策

【水産林務課】

[脆弱性評価]

- ◆治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、計画的な維持管理を行う必要があります。

[推進方針]

- ◆治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理の推進に努めます。

6. 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○ 企業BCPの策定促進

【商工振興課】

[脆弱性評価]

- ◆緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、企業BCPの策定普及に向けた取り組みが必要です。



[推進方針]

- ◆糸島市商工会が行うBCP普及促進セミナーの開催や、巡回指導・窓口相談などの取組を通じて、市内事業者に対し、企業BCP策定の必要性を周知し、策定を推進します。

○ 商工業者への事業継続支援

【商工振興課】

[脆弱性評価]

- ◆被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要があります。このため、県や糸島市商工会との連絡体制の整備、情報共有など関係機関との連携が必要です。



[推進方針]

- ◆災害時に被災情報を共有する商工会災害対応システムにより、県と市、商工会で商工業者の被災情報を共有します。
- ◆セーフティネット保証などの緊急融資の実施により、被災商工業者の早期復興と経営維持を図ります。

○ 事業継続力強化支援計画の策定促進

【商工振興課】

[脆弱性評価]

- ◆近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後も気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることから、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識を深め、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取組を促す必要があります。



[推進方針]

- ◆令和2年度に糸島市商工会と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、市内事業所のBCP策定を支援していきます。

6-2 食料等の安定供給の停滞

○ 農地の防災・減災対策

【農地政策課】

[脆弱性評価]

- ◆ 既存農地の湛水被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、湛水被害が生じている地域を対象に、排水機、排水樋門、排水路等の整備を実施しています。
- ◆ 排水機場施設においては、近年の豪雨に対する排水能力が不足しており、能力向上、機能強化が必要です。
- ◆ 農地に限らず、市域に係る防災・減災対策のさらなる強化を図るため、排水機場等施設等の能力向上・機能強化に向けた取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆ 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、既存排水施設の整備を計画的に進めます。
- ◆ 施設の能力向上・機能強化に向け、県や市関係部署と連携し、計画的な維持管理や施設の更新・機能強化を実施します。

○ 農業水利施設の老朽化対策

【農地政策課】

[脆弱性評価]

- ◆ 農業生産力の維持安定を図るため、県営事業で造成した基幹的農業水利施設の機能診断を実施するとともに、劣化状況に応じた補修・更新等に係る長寿命化計画を県が策定し、施設の老朽化対策に取り組んでいます。
- ◆ 農業水利施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、長寿命化計画の早急な策定が必要です。

[推進方針]

- ◆ 農業生産力の維持安定を図るため、県営事業で造成した基幹的農業水利施設の機能診断を実施するとともに、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進します。

【KPI(重要業績指標)】

◎農業就業人口一人当たりの農業産出額 536.5百万円(R1) ⇒ 575.6百万円(R7)

○ 農道・林道の整備、保全

【水産林務課、農地政策課】

[脆弱性評価]

- ◆ 避難路や輸送道路となる主要道路が被災により途絶した場合の代替道路や迂回道路として活用が期待される農道・林道の整備を行っています。また、市が管理する林道で、対象となる林道橋の全34箇所での点検・診断を実施し、長寿命化計画の策定に取り組んでいます。
- ◆ 災害時の代替道路等の確保のため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆ 災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、市が管理する橋梁の点検・診断に努めます。

6-2 食料等の安定供給の停滞

○ 農業用ハウスの補強

【農業振興課】

[脆弱性評価]

- ◆近年の台風や大雪等による被害発生を踏まえ、じゅうぶんに耐候性のない可能性がある農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を実施する必要があります。

[推進方針]

- ◆ハウスの補強や防風ネットの設置等を実施する農業者に対して、国県の事業等を活用するなど必要な支援を行います。

○ 漁港施設の老朽化対策

【水産林務課】

[脆弱性評価]

- ◆漁港（福吉・深江・加布里・船越・岐志・姫島・芥屋・野北・鹿家・大入）施設の長寿命化計画に基づき、老朽化対策を実施する必要があります。
- ◆災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、漁港施設の耐震・耐津波対策を図る必要があります。

[推進方針]

- ◆漁港（福吉・深江・加布里・船越・岐志・姫島・芥屋・野北・鹿家・大入）施設の長寿命化計画に基づき、老朽化対策を実施します。
- ◆災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、漁港施設の耐震・耐津波対策を進めます。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

○ ため池の防災・減災対策

【農地政策課】

[脆弱性評価]

- ◆「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、防災工事等を計画的に推進するため、防災重点農業用ため池を再選定しました。
- ◆防災重点農業用ため池として位置づけたため池148箇所について、ため池施設の点検・耐震診断・劣化状況評価等を実施。併せて浸水想定区域図作成などに取り組んでいます。
- ◆調査・診断結果に基づく防災工事の実施が急務です。

[推進方針]

- ◆豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、防災重点農業用ため池の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果を踏まえ、計画的に堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持・補強に向けたハード対策を実施します。
- ◆県から提供された浸水想定区域図を公表するとともに、市で作成しているハザードマップを広く市民へ周知します。

【KPI(重要業績指標)】

◎農業就業人口一人当たりの農業産出額 536.5百万円(R1) ⇒ 575.6百万円(R7)

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○ 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等

【環境政策課】

[脆弱性評価]

- ◆大気環境や水質、土壌の保全等については、県からの情報提供等により状況把握を行っており、事故等の対応についても、県や各施設等の管理者と連携する必要があります。

[推進方針]

- ◆健康被害のリスクを軽減するため、大気・水質・土壌等の汚染状況については県や関係機関と連携し、情報共有を行います。
- ◆有害物質の漏出等により市民の生命身体に危険の恐れがある場合は、速やかに市民に対し防災行政無線、ホームページ、情報メール等により周知を行います。

7-3 農地・森林等の被害による土地の荒廃

○ 地域における農地・農業水利施設等の保全

【農地政策課】

[脆弱性評価]

- ◆食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたことから、農業者や地域住民等で構成される活動組織により実施される水路・農道等の保全活動に対し、国・県・市による支援を実施しています。
- ◆農地等の地域資源の保全管理のため、引き続きこの取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図ります。
- ◆実施組織の運営を支援するため、既存の土地改良区と協力し、支援体制を構築します。

【KPI(重要業績指標)】

◎農業就業人口一人当たりの農業産出額 536.5百万円(R1) ⇒ 575.6百万円(R7)

○ 荒廃農地対策

【農地政策課】

[脆弱性評価]

- ◆農業委員・農地利用最適化推進委員による現地調査で、荒廃農地の荒廃状況・解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進するため、市単独事業を活用して、荒廃農地の再生を支援しています。
- ◆土砂災害防止にもつながる荒廃農地の解消による農地の有効利用を促進するため、引き続き取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆農業委員・農地利用最適化推進委員による現地調査を継続し、荒廃農地の荒廃状況・解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進するため、市単独補助事業を推進します。

【KPI(重要業績指標)】

◎農業就業人口一人当たりの農業産出額 536.5百万円(R1) ⇒ 575.6百万円(R7)

7-3 農地・森林等の被害による土地の荒廃

○ 森林の整備・保全

【水産林務課】

[脆弱性評価]

- ◆ 森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、福岡県森林環境税を活用し、強度間伐及び侵入竹伐採等の森林整備を行う必要があります。
- ◆ 森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者、森林組合等が行う間伐及び除伐・竹転等の森林整備を行う必要があります。
- ◆ 森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上のため、引き続きこのような取り組みが必要です。



[推進方針]

- ◆ 森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、福岡県森林環境税を活用し、強度間伐等の森林整備を実施します。
- ◆ 森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、糸島市水源保全基金を活用し、森林所有者等が行う間伐等の森林整備に要する経費の一部を助成します。

※強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○ 災害廃棄物処理体制の整備

【環境政策課】

[脆弱性評価]

- ◆「糸島市災害廃棄物処理計画（平成31年3月策定）」に基づき、風水害や地震に起因する災害廃棄物の発生量を推定し、処理に必要となる事項を定めています。
- ◆今後は、計画策定後に発生した大規模災害を踏まえた改訂及び処理を円滑に進めるため、関係団体との災害協定の締結等を拡充し、体制を強化していく必要があります。

[推進方針]

- ◆糸島市災害廃棄物処理計画策定後に発生した大規模災害を踏まえた改訂及び処理を円滑に進めるため、関係団体との災害協定の締結等を拡充し体制強化を図ります。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ 県及び市の防災担当職員等の育成

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆市の防災担当職員を育成するため、各種研修会や講習会への参加を行っています。
- ◆防災担当職員等のさらなる育成のため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆市防災担当職員等のさらなる育成のため、研修会や講習会への参加を積極的に行います。
- ◆大規模災害時は、復旧業務を市職員だけで担うことは難しいと予想されるため、協定等に基づく他地方自治体の職員の派遣を要請します。

○ 災害ボランティア活動の強化

【危機管理課】

[脆弱性評価]

- ◆災害ボランティアセンターの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、糸島市社会福祉協議会と協定を締結し、訓練を実施しています。
- ◆災害ボランティア活動における関係機関の役割の明確化と連携方策の検討が必要です。
- ◆災害ボランティア活動のさらなる強化を図るため、引き続きこのような取組みが必要です。

[推進方針]

- ◆災害ボランティアコーディネーターの育成や糸島市社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携して、研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進します。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保

【農地政策課】

[脆弱性評価]

- ◆農地や農業用施設の防災、被災施設の早期復旧を推進するため、平時の農業用施設の点検や維持管理の指導のほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーの確保が必要です。

[推進方針]

- ◆農地や農業用施設の防災、被災施設の早期復旧を推進するため、平時の農業用施設の点検や維持管理の指導のほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを確保するために、制度の周知等を行います。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○ 地域コミュニティの活性化

【コミュニティ推進課】

[脆弱性評価]

- ◆地域コミュニティ活性化は災害時においても重要となるため、行政区長を対象とした研修会の実施や校区単位の活動への財政的支援や人的支援が必要です。

[推進方針]

- ◆行政区長を対象とした研修会の実施や校区単位の活動への財政的、人的支援を行います。

【KPI(重要業績指標)】

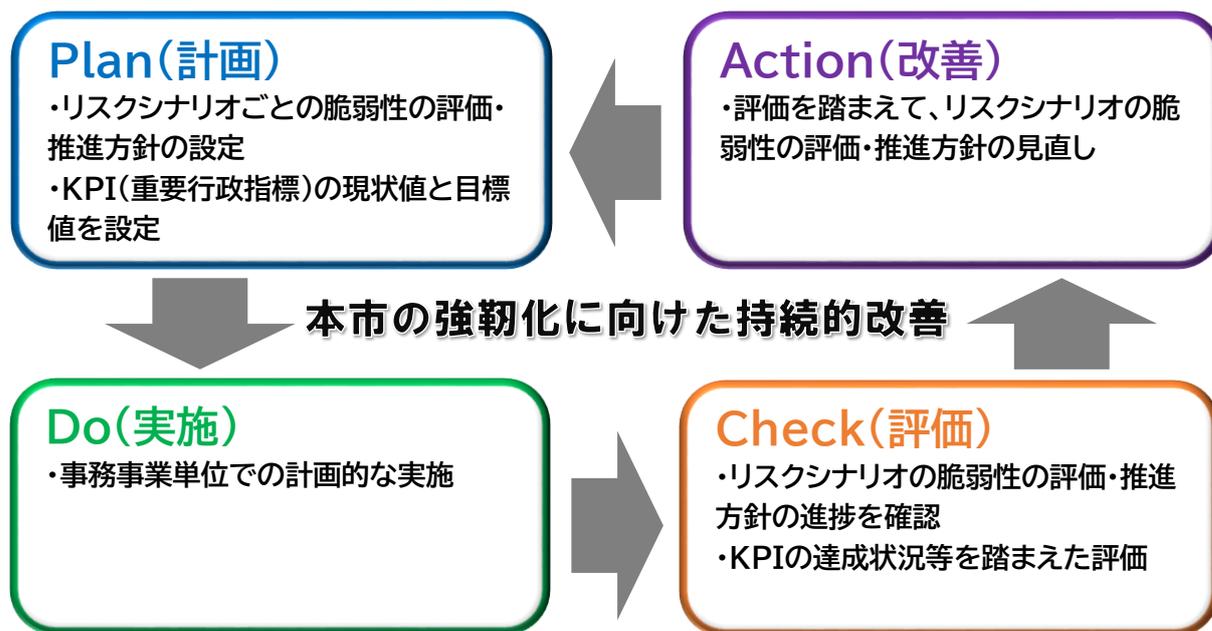
◎自治会への加入率	89.0%(R2)	⇒	90%(R7)
◎地域活動に参加している市民の割合(市民満足度調査)	60.3%(R1)	⇒	65%(R7)
◎地域の一員としての意識や周りの人とのつながりがあると思う市民の割合(市民満足度調査)	50.9%(R1)	⇒	55%(R7)

第5章 計画の推進及び進捗管理

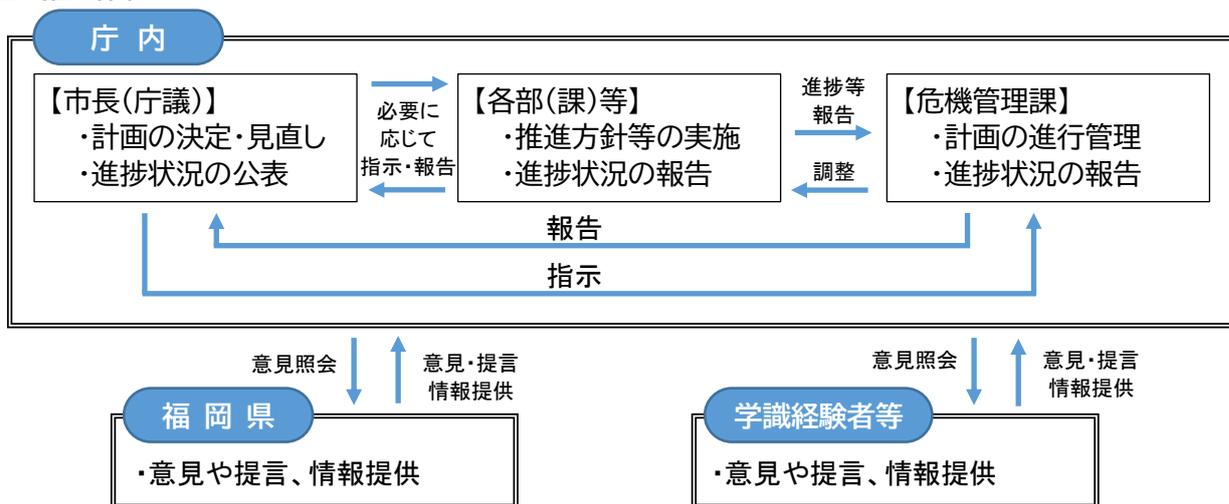
5-1 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置づけられた取組みは、本市全体の強靱化に関するものであり、特に「地域防災計画」と整合性が保たれながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができます。関係部課等と連携し、推進方針の進行管理を行い、計画的かつ着実に取組みを推進していきます。

また、本計画の進行管理は、毎年度PDCAサイクルにより、KPI（重要業績指標）や各取組みの進捗状況を踏まえながら検証を行います。なお、進行管理にあたっては、本市が導入している行政評価の仕組みと連動して住民への説明責任を果たします。



■ 推進体制



5-2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを検討します。

糸島市国土強靱化地域計画

令和5年7月

発行 糸島市

<https://www.city.itoshima.lg.jp/>

企画・編集 総務部危機管理課

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL 092-323-1111

FAX 092-324-0239